南溟館外壁・屋根改修工事

図 面 リ ス ト

番　号	図 面 名 称	縮 尺	番　号	図 面 名 称	縮 尺
	《 建　築　図 》				
A－01	建築改修工事特記仕様書(その1)	NO.SCALE	A－16	既　存　断面詳細図	1/50
A－02	建築改修工事特記仕様書(その2)	NO.SCALE	A－17	改修後　断面詳細図	1/50
A－03	建築改修工事特記仕様書(その6)	NO.SCALE	A－18	既　存　ルーバー部平面図　断面図	1/100, 1/30, 1/10
A－04	建築改修工事特記仕様書(その7)	NO.SCALE	A－19	改修後　ルーバー部平面図　断面図	1/100, 1/30, 1/10
A－05	仕上表	NO.SCALE	A－20	部分詳細図(屋外)-1	1/5
A－06	既　　存　平面図	1/100	A－21	部分詳細図(屋外)-2	1/5
A－07	改修後　平面図	1/100	A－22	仮設配置図	1/500, 1/200, 1/30
A－08	既　　存　屋根伏図	1/100			
A－09	改修後　屋根伏図	1/100			
A－10	既存・改修後 南立面図	1/100			
A－11	既存・改修後 北立面図	1/100		《 電気設備 》	
A－12	既存・改修後 西立面図	1/100	E－01	電気設備　特記仕様書	NO.SCALE
A－13	既存・改修後 東立面図	1/100	E－02	照明器具姿図	NO.SCALE
A－14	既存・改修後 断面位置図　断面図	1/300, 1/200	E－03	改修後＿平面図　照明設備	1/100
A－15	既存・改修後 天井伏図	1/100	E－04	既　　存＿平面図　照明設備	1/100

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 タイトル　図面リスト
縮尺 A2: NO.SCALE A3:
図面番号 A-00

建築改修工事特記仕様書

1. 共通仕様
　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。
2. 改修標準仕様書及び標準仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記仕様
　(1) 項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
　(2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
　(3) 特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　(4) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　(5) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。
　　グリーン購入法による調達推進品目は「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目等一覧表及び別表１（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。
4. 前金払
　　契約金額300万円以上の工事にあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の４を超えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。
5. 中間前金払又は部分払の選択
　　契約金額100万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前金払又は部分払を選択することができる。
6. 中間前金払
　　契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の２を超えない範囲内に限り７の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前金払の要件
　(1) 工期の２分の１を経過していること。
　(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
　(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
8. 部分払
　　前払金を支払ったものについては工期中２回まで、前払金の支払がされていないものは工期中３回までとする。
9. 火災保険
　　契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後14日とする。
10. 県産資材の優先使用
　(1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下、「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
　(2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
　　《指定主要資材（７品目）【生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝 】》
　(3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
　(4) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
11. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用
　(1) 工事の一部を下請に付する場合は（　　.　　）管内に主たる営業所を有する者を活用するようよう努めることとする。
　(2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
　(3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
12. 配置技術者等の途中交代
　(1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
　　① 受注者の責務によらない現由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
　　② 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
　　③ 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
　(2) 上記(1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
13. 電子納品
　(1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和5年3月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
　(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
　(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
14. ＣＡＤ図面データの貸与について
　　本工事に関するＣＡＤ図面データの貸与を希望する場合は、「ＣＡＤ図面データ借用に係わる誓約書」を県に提出すること。なお貸与したＣＡＤ図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該ＣＡＤ図面データは、完成図提出時までに、受注者において履行期限期間中に複製又は再配布しているもの全て消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。
15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
　　鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に被害が生じた場合は、県（発注者）遅れが生じる等のと協議を行うこと。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
　(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
　(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
　(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
　(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
　(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
17. 施工体制台帳の作成等について
　　本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
18. 施工体系図の作成等について
　　本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所又は公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し、提出すること。
　　ア 伐採及び測量･調査等の工事現場で作業を行う業務
　　イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
　　ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
　　エ その他監督職員が記載を指示した業務等
19. 「週休２日」試行工事の実施について
　(1) 本工事は、「週休２日」試行工事の対象である。
　(2) 試行に当たっては、『「週休２日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
　(3) 実施要領は、枕崎市ホームページから取得できる。
20. ~~余裕期間を設定した契約方式に係る試行~~について
　~~(1) 本工事は、工事期間の前に余裕期間を設定する「余裕期間適用工事」の対象である。~~
　~~(2) 試行に当たっては、「余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領」に基づき行うものとする。~~
　~~(3) 試行要領は、枕崎市ホームページから取得できる。~~
　~~(4) 受注者は、落札決定通知の翌日から起算して90日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。~~

章	項　目	特　記　事　項

① 各章共通事項

① 適用基準等

※　適用を受ける関係法令等を遵守すること
（参考）
・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　令和4年版）
・建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部）
・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部）
・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成26年6月21日法律第58号）

② 工事実績情報の登録

※適用する（※工事請負金額 500万円以上　・（　　））　[1.1.4]

③ 品質計画

・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算　[1.1.2]
※基準風速（Vo）（　　）m/s
※地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
適用工種　・ＡＬＣパネル(外壁、屋根)・押出成形セメント板(外壁)・外壁石張(乾式)
　・外装材(外断熱工法)・長尺金属板葺・折板葺・アルミ笠木
　・ガラスブロック・シート防水(機械式)・屋上緑化システム・（　　）

4 電気保安技術者

　工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　[1.3.3]
・要　・不要

⑤ 施工条件

改修標準仕様書［1.3.5］以外の施工条件　※現場説明書による　・図示　[1.3.5]

⑥ 発生材の処理

・発注者に引渡しを要するもの（・金属類　・ＰＣＢ含有物　・　　）　[1.3.12]
　引渡し場所　※構内　・（　　）
再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　・有　・無

分　類	受入れ施設名	所　在　地	搬出距離(km)
・コンクリート塊			
・アスファルト・コンクリート塊			
・建設発生木材			
・			

上記に示す受入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。
※建設廃棄物処理計画書の作成
※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

⑦ 環境への配慮　[1.4.1]

　本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1)から4) を満たすものとする。
　1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
　2)接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
　3)接着剤は可塑剤(フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘ＼キシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
　4) 1)の材料をして作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
・規制対象外
　①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
　②建築基準法施行令第20条の７第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
・第三種品
　①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
　②建築基準法施行令第20条の７第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
・アスベスト含有建材
　本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。

⑧ 材料の品質等　[1.4.2]

本工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳマーク及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
　（1）品質及び性能に関する試験データを整備していること
　（2）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
　（3）安定的な供給が可能であること
　（4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
　（5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
　（6）販売、保守等の営業体制を整えていること
　なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

⑨ 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

⑩ 一級技能士

下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う　[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業 ・左官　・建築板金
外壁改修工事	・左官　・タイル張り　・塗装（建築塗装作業）　・樹脂接着材注入施工
建具改修工事	・サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業　・ボード仕上げ工事作業 ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　・表装（壁装作業）　・左官 ・建築大工　・タイル張り
塗装改修工事	・塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工　・型枠施工　・とび
ブロック、ＡＬＣパネル工事	・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工
石工事	・石材施工（石張り施工）
植栽工事	・造園
畳工事	・畳製作

① 各章共通事項（続き）

11 室内空気中の化学物質の濃度測定

　着工前及び施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、監督職員に提出すること。　[1.7.9]
測定はパッシブ型採取機器により行う。
　着工前の測定　・行う
　測定対象室と箇所数　・図示　・（　　）か所
　なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。

⑫ 完成図等

完成図　※作成する（完成図の種類　※全ての設計図　・（　　））　[1.9.2]
　完成図の様式等
　　Ａ３縮小二つ折り製本　※３部　・（　）部
　　Ａ１二つ折り製本　※１部　・（　）部
　　完成図のＣＡＤデータ　ＣＤ－Ｒ　※３枚　・（　）枚
・作成しない
保全に関する資料　・作成する（提出部数　※１部　・（　　）部）
　※作成しない

⑬ 完成写真等

撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による
下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

区　分	分　類	規　格	部　数	備　考
着工前	※デジタルカメラ	全景：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※　1　部	・ ・
工事中 （検査状況）	※デジタルカメラ	カラーサービスサイズ	※　1　部	・ ・
完成時 （出来形時）	※デジタルカメラ	全景：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※　1　部	外観4面/棟　内部全状況 ・
実態調査用	※デジタルカメラ	カラーサービスサイズ	※　2　部	外観4面/棟　・
電子データ	・完成時写真　・工事中写真　・着工前写真			・

100×125以上の原板を使う場合には、監督職員にあらかじめ焼きを提出し確認を受ける。
電子データは、RBG（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する。
外壁改修工事の施工状況は、工法毎に各面（東、西、南、北、階段室、屋上塔屋等）２箇所程度とし、完成は各面・工法毎に全箇所撮影する。
各工法の施工状況（施工中の写真は、同じ番号で工事写真を撮影のこと。）

改修工法の種類	撮影する施工状況
ひび割れ部改修工法	・マーキング　・下地処理　・注入孔墨出し　・座金取付　・シール ・シリンダー取付状況　・注入状況　・仕上状況
欠損部改修工法	・マーキング　・はつり　・清掃　・鉄筋の錆落とし　・防錆材塗布 ・ステンレスピン打　・ポリマーセメントモルタル充填 ・仕上げ厚又は全塗厚が厚い場合の施工状況
浮き部改修工法	・マーキング　・穴あけ（ドリル使用）　・清掃　・エポキシ樹脂注入 ・ステンレスピン注入　・エポキシ樹脂注入後の浮き確認　・表面処理

完成写真の撮影業者　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影業者

⑭ 設備工事との取合い

設備機器の設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

15 設計GL

※図示　・設計GL＝現状GL

⑯ 既存部分等への措置

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する。

⑰ 騒音振動の防止

低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。
適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、植栽、取りこわし等）

18 部分使用

この工事については部分使用は　・有（図示　　）　・無

19 一部完成

この工事については一部完成は　・有（図示　　）　・無

20 中間検査

この工事については、中間検査を　・行う　・行わない
行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（とりこわし工事完了時、配筋又は鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工途中を検査の目安とし、工事発注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

㉑ 防腐・防蟻処理

　この工事については、(公社)日本しろあり対策協会（以下、「協会」という。）発行「防除施工標準仕様書」（以下、「防除」という。）による。
この項目に記載の（防　　）内表示番号は、防除の当該項目を示す。
※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする。
※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする。
※土壌処理
　処理の適用分　※行う　・行わない　[防 1.2]
　処理の方法　※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。　[防 1.3.(1)]
・木材処理
　処理の適用分　※行う　・行わない　[防 1.2]
　処理の方法　※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。　[防 1.3.(2)]
※処理の箇所
・木造の場合
　※1.4.（2)①～⑥及び⑧に規定する箇所
　・陸梁、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などと敷桁又は軒桁との仕口面
　・２階梁、火打梁と胴差との仕口面
・木造以外の場合
　※1.4.（2)⑦に規定する箇所
　・２以上の階の床面より１ｍ以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面
※保証書及び期間
　白蟻防除工事について、下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。
　(ｱ)工事名称　(ｲ)建物の所在地　(ｳ)建物の構造･用途･面積　(ｴ)白蟻防除工事の施工面積　(ｵ)防除処理　別並びに使用薬剤名、製造者名、施工年月日　(ｶ)登録施工業者会員名簿　(ｷ)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・　登録年月日　(ｸ)保証期間
※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること。

22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等

製品名（　　）
施工箇所　※図示による　・（　　）

② 仮設工事

① 足場その他

外部足場　・設置する　（設置範囲　　工事に必要な範囲・　　）
　・設置しない
防護シートによる養生　・設置する　（設置範囲　　工事に必要な範囲・　　）
内部足場　※脚立、足場板等　・
材料、撤去材等の運搬方法
　・A種　・B種　・C種　・D種　・E種

② 既存部分の養生

既存部分の養生　・行う　・行わない　[2.3.1]
　養生方法　※ビニルシート、合板等による　・（　　）
既存部分の特別養生　⊙行う　[2.3.1]
　設置範囲及び養生方法　※図示　⊙（　外壁・屋根　）
既存家具、既存設備等の養生　※ビニルシート、合板等による　・（　　）　[2.3.1]
開口部の養生　・行う　・行わない
　養生方法　・合板張りによる　・（　　）
　・設置範囲　※図示　・（　　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　[2.3.1]
　・行わない　・行う（図示）

3 仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種類　[2.3.2]［表2.3.1］

種　別	材　質	仕上げ
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り　グラスウール充填厚さ（　　） ・合板厚9両面張り　グラスウール充填厚さ（　　）	・片面塗装
・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り ・せっこうボード厚9.5（内部面）＋ 合板厚9（外部面）	・片面塗装
・C種	※シート張り	―
・仮設扉	※合板張り木製扉　程度　・	・

④ 監督員事務所

・設ける　・設ける（既存建築物の一部を使用する）　・設けない
　面積規模（・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡・（　　）㎡）程度
仕上げの程度、設置する設備、備品等の種類及び数量は現場説明書による。

⑤ 工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑦ 現場表示板

規格　※下図による　・監督職員の承諾による
材質　※県産杉板　・監督職員の承諾による
※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする。

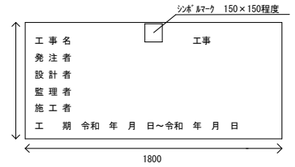

3 土工事

1 埋戻し及び盛土

種別　・A種　※B種　・C種　・D種　[3.2.3]［表3.2.1］
　C種の場合（発生場所　　）
　　（連絡先　　）
　　（運搬　・発生原因者側　・本工事　km ）

2 建設発生土の処理

※構外指示の場所　受入施設名　所在地　[3.2.5]
　受け入れ場所（　　）（　　）
　受け入れ場所での処置（・数均し　※たい積 ）
　搬出距離（　　）km
上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する
・構内指示の場所（・数均し　・たい積 ）

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録　145118号　田代 昌弘
TEL 099-248-7338　FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称	南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称	建築改修工事特記仕様書(その1)
縮尺	A2: NO.SCALE A3:
図面番号	A-01

④ 防水改修工事

① 共通事項

施工標識　※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける
改修用ドレン（POAS、POAS1、POD、POD1、POS、POS1、POXの場合）
　取付方法等は、ルーフィング類製造所の仕様による

2　降雨等に対する養生方法（とい共）　※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による　・（　　）　[3.1.3]

3　既存防水の処理
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない　[3.2.3、4、6]
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS・M4AS1・M4C・M4DI・L4X）　・行わない

4　既存下地の処理
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・　[3.2.6]
POS工法及びPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・補修

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ廻り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口等の
欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
　・図示　※監督職員と協議する

5　アスファルト防水
屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 ・	※乾式　保護材 ・コンクリート押え ・れんが 押え (JIS　R1250)
・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3				
・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9512に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) (厚さ)※25mm　・50mm	※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ・	
・P1BI ・T1BI	・BI-1 ※BI-2 ・BI-3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.3.1から表3.3.9による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板　：金属板と樹脂を積層一体化したもの
（品質・性能・試験方法）
　建築材料等品質性能表による

屋根露出防水
高日射反射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日反射率防水の適用 G	備　考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・ (厚さ) ・25mm	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置　・　個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	保　護　層
・P1E ・P2E	・E-1 ※E-2		・設ける ・設けない

・E－1の工程3を行う部位（・　※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位）
押え金物の材質、形状及び寸法　※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
屋根排水溝　※図示　・

④ 防水改修工事（続き）

6　改質アスファルトシート防水
[3.4.2、3]
高日射反射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	高日反射率防水の適用 G	備　考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・ (厚さ) ・25mm　・	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※改質アスファルトシート類の製造所の指定　・
・脱気装置　・　個　※改質アスファルトシート類の製造所の指定
屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿シート　（・設置する　・設置しない）
押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

7　合成高分子系ルーフィングシート防水
[3.5.2～4、表3.5.1～3]
高日射発射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	高日反射率防水の適用 G	備　考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2		・改修標準仕様書 3.5.2(3)(ｴ)(b) による (種類) ・ (厚さ) ※25mm　・50mm	・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-M1 ・SI-M2		・改修標準仕様書 3.5.2(3)(ｴ)(a) による (種類) ・ (厚さ) ※25mm　・50mm				

・S-M2またはSI-M2の立上り部の工法
　・接着工法　（立上り面のシート厚さ　・1.5mm　・　）
　・機械式固定工法
・SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム　（・設置する　・設置しない　）
・S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　・非歩行用　・軽歩行用

④ 防水改修工事（続き）

屋内防水

種　別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り	立上り部の保護 モルタル塗り厚さ
・S－C１	・	・	※改修標準仕様書 6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標準仕様書 6.15.6(c)(1)に準ずる ・	※7mm以下 ・

床塗り場合の床の目地及び種類
目地割り　（・　・2㎡程度　最大目地間隔3m程度）
目地の種類（・　※押し目地）
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
・種類　・　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁シートの材質　※発砲ポリエチレンシート　・
固定金具の材質、形状及び寸法
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した鋼板
・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　・　※ルーフィングシート製造所の仕様
設置個数　・　個　※ルーフィングシート製造所の仕様
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（・図示　・　）　・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り(種別　S-F1、SI-F1の場合)
・行う（・図示　・　）　・行わない
機械式固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
１章　適用区分による風圧力（・1.0　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

8　塗膜防水
[3.6.2、3]

工　法	種　別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備　考
・POX	※X-1 ・X-2 ・		・主材料の製造所の仕様による	・主材料の製造所の仕様による	
・L4X	・X-1 ※X-2 ・		・主材料の製造所の仕様による	・主材料の製造所の仕様による	

ウレタンゴム系塗膜防水X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量
種類・　※主材料製作所の仕様による
設置個数・　個　※主材料製作所の仕様による

工　法	種　別	施工箇所	仕上塗料	備　考
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・設ける ・設けない

⑨ シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4] [3.7.2～3.7.8]
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
　ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
　エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
建具廻り	

シーリング材の目地寸法
・図示
シーリング材の接着性試験　[3.7.8]
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

10　とい
[3.8.2、3]

種　別	材　種	径	施工箇所	備　考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304、厚2
	・硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）			
軒どい	・			

ルーフドレン

種　別		呼　び	施工箇所	材　種
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	・ねじ込み式	・80　・100　・125		
	・	・150　・		
・バルコニー用	・ねじ込み式	・50　・80　・100		
	・差し込み式	・50　・75　・100		
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・50　・80　・100		
	・差し込み式	・50　・75　・100		

とい受金物
材種　・鋼製(亜鉛めっき)　※ステンレス製
形状　・　※市販品(とい径100以下)
　※25×4.5以上(とい径100を超えるもの)
足金物
材種　・鋼製(亜鉛めっき)　※ステンレス製
形状　・　※市販品

ロックウール保温筒及びビーズ法ポリエチレンフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
たてどい金物の取付け　・　※図示
ルーフドレンの取付け
※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
・

④ 防水改修工事（続き）

11　アルミニウム製笠木
[3.9.2、3]

種　類		本体幅 (mm)	板厚 (mm)	表面処理	着　色
・オープン形式	・押出250形 ・押出300形 ・押出350形 ・			・BA-1 ・BA-2 ・BB-1 ・BB-2	・標準色 (　　) ・特注色 (　　)
	・板材折曲げ形	・	・ ※2.0以上		
・シール形式	・板材折曲げ形	・	・ ※2.0以上		

既存笠木等の撤去　・行う　(範囲　・図示　・　)
　・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
棟上避雷導体システム　・無　・有
笠木の固定金具の構法等
１章　適用区分による風圧力（・1.0　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⑫ 保証書及び期間
防水工事の施工について、10年保証を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工業者の連帯とする。
(シーリングを除く)

5　外壁改修工事

1　ポリマーセメントモルタル
2　ポリマーセメントスラリー
(性能)　建築材料等品質性能表による　[4.2.2]
[4.2.2]

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢28日) (N/mm²)	曲げ性能 (材齢28日) (N/mm²)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)
3以上	3以下	0.50以上	5.0以上	15以上	5.0以上

保水係数　0.35～0.55　粘調係数　0.50～1.00

3　既製調合モルタル
[4.2.2]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

4　施工数量調査票
調査項目　※外壁改修　・防水改修　・内壁改修　・(　　)　[1.6.2]
調査範囲　※図示　・(　　)
調査方法　※打診及び目視による　・(　　)　[1.6.2]
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・(　　)　[1.6.3]
調査内容　[1.6.3]
外壁調査は工事に先立ち全外壁面のひび割れ、浮き、欠損部の位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。報告書は、結果を立面図等に記載し監督職員に提出する。（必要に応じ写真等を添付する。）
調査報告書の部数　※2部　・(　　)部

5-1　外壁改修工事　コンクリート打放し仕上げ外壁

1　ひび割れ部改修工法
・樹脂注入工法　[4.1.4] [4.2.4～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・ ※200～300	※130　・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100　・	※40　・
	0.3以上～0.5未満	・100～200　・	※70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250　・	※130　・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
注入状況の確認方法　※コア抜取りを行う　・
　抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
　抜取り部の補修方法　・図示　・エポキシ樹脂モルタル又は無収縮モルタル等で埋め戻す
・Uカットシール材充填工法
　材料　・シーリング材
　　充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
　　シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
　・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
　材料　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

2　欠損部改修工事
・充填工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.7]
　材料　・エポキシ樹脂モルタル
　　・ポリマーセメントモルタル

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338　FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　建築改修工事特記仕様書(その2)
縮尺　A2: NO.SCALE　A3:
図面番号　A-02

⑦ 内装改修工事（続き）

28 移動間仕切

[20.2.4]

構造形式	操作方法	パネル圧縮装置の操作方法	総厚さ (mm)	パネル表面材 材質	パネル表面材 パネル表面仕上げ	遮音性 (dB/500Hz)
・平行方向　移動式 ・二方向　移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・	※60程度 ・100程度	・鋼板 ・	※焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。

ハンガーレールの取付け下地の補強
　※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
　・図示
移動間仕切の壁面当たり枠　　※適用する（製造所の仕様による）　・
ランナー
　パネル重量の5倍の荷重をパネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が
　使用上支障のないものとする

29 トイレブース

[20.2.5]

表面材の種類	色　柄	脚　部 形　状	ドアエッジ 形　状	ドアエッジ 材　質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 無地 ・ 柄物	※幅木タイプ ・	※ 標準 ・ R	※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 表面材と同材

吊り方式　　※中心吊、戸当たり付　・（　　）
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　　※規制対象外

30 視覚障害者用床タイル

[11.2.2] [19.2.2]

施工箇所		種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)
屋内		・塩化ビニール製	※300×300　・	・7.0　・
		・セラミックタイル	※300×300　・	※17程度
		・レジンコンクリート製	※300×300　・	・30　・
屋外		・セラミックタイル G	※300×300　・	※17程度
		・レジンコンクリート製	※300×300　・	・30　・
		・	・	・

視覚障害者用ブロック等の突起の形状及びその配列はJIS　T　9251による
・樹脂系点字鋲（タイルカーペット用）
　寸法　　・300角　　※500角
　色　　※黄色　　・
樹脂系点字鋲の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式

31 階段滑り止め

[20.2.7]

材種
　・ステンレス製　　・黄銅製押出形材
　・アルミニウム製押出形材　　・
滑り止め材　　形状　　・ひも型　　・タイヤ型
　　材質　　ゴム又は合成樹脂
取付工法　　・接着工法　　・埋め込み工法
幅(mm)　　・図示　　・
端部フラットエンド　　・あり　　・なし

32 床目地棒

[20.2.8]

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる
　※ステンレス製┳型(幅40程度 ⑦1.5)　　標準詳細図　A-31-1
　・ステンレス製6×12　　標準詳細図　A-31-2
　・黄銅製6×12　　標準詳細図　A-31-2

33 手すり

・集成材手すり

[20.2.6]

形式	径	材　種	仕　上
・１段	・35φ　※45φ　・	※タモ ・	※ＣＬ ・
※２段	※35φ　・		

・既製手すり（樹脂製）

形式	径	ブラケット	備　考
・Ｏ型（１段）	※40φ　・	アルミ合金製	指づめ防止材共
※Ｏ型（２段）	※34φ　・	（心材共）	

点字表示板（　　）箇所
　JIS T 0921 に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による
　※ポリカボネード製　　大きさ　120×150程度　厚み　0.1程度
　※塩ビ製　　大きさ　100×125程度　厚み　0.1程度

34 ブラインド

・再使用する　　・新設する

[20.2.14]

形式	操作方法	種　類	スラットの材種	スラット幅 (mm)	ボックス・レールの材種	幅・高さ 取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 G ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	―				
・縦型	・手動	※２本操作ｺｰﾄﾞ式 ・１本操作ｺｰﾄﾞ式	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	アルミニウム合金製	・図示 ・
	・電動	―				

スラットの材質
　アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
　クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

35 カーテン

[20.2.16]

・再使用する　　・新設する

形　式	開閉操作	ひだの種類	商品名 (程度)	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　　※300mm以上　　・

⑦ 内装改修工事（続き）

36 カーテンレール

[20.2.16]

・再使用する　　・新設する
材種　※アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成型材　・ステンレス製
形式　・シングル　・ダブル　・片引き　・引分け
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形

37 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・再使用する　　・新設する
溝型×深さ (mm)　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材質　・集成材（仕上げ：　　）
　※アルミニウム製　押出形材（市販品）
　表面処理　・C-1　・C-2　・
　皮膜等の種類　※標準仕様書　表14.2.1による　・
　・鋼製（仕上げ：　　）

38 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般型	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ
・	・	・気密型			

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

39 床点検口

材　種	寸　法	形　式		備　考
（底板）※鋼製 ・	・450×450	・一般型	・屋内外用	・鍵付き
（枠）※アルミニウム製 ・	※600×600	・密閉型	※屋内用	※鍵なし
（目地）※ステンレス製 ・				

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

⑧ 塗装改修工事

1 材料

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

[7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　　・図示　　・
既存錆止め塗料の鉛含有調査
　・行う　（　　）箇所　　・行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新規	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	標準仕様書(18.2.1)素地ごしらえによる	・
鉄鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・		―

⑧ 塗装改修工事（続き）

3 錆止め塗料塗り

[7.4.2、3]

錆止め塗料塗りの種別

塗　装　面			塗　料	工　程
鉄鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種
		新規鋼製建具等	Ｃ種	※Ａ種

④ 塗装

塗装の種類	塗　装	工　程 塗替え	工　程 新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り (CL)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・			
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・Ａ-1種 ・Ｂ-1種 ・Ｃ-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・	・Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り (EP-T)		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステイン塗り (OS)		―	―
・木材保護塗料塗り (WP)		※Ｂ種	※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書　表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書　表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

・高日射反射率塗料塗り　G

工　程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/m2)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

下地調整(改修標準仕様書7.2.2)　・RA種　・RB種　・RC種

5 フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法
　（下塗材）　水性　浸透性吸水防止材
　（上塗材）　・水性フッ素樹脂クリヤー
　　・水性フッ素樹脂カラークリヤー

6 焼付塗装

素　材	焼付種別	仕上げ	コート	ベーク	部　位
・アルミニウム	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・ステンレス	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・亜鉛めっき鋼板	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			

⑨ 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事

表示形態の変更

施工調査　※石綿含有建材の事前調査

[9.1.1,3～5]

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。

調査範囲　（※改修対象部位　　・図示　　）
貸与資料　（　　）

・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定性分析 (JIS A 1481-1または JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3または JIS A 1481-4)
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所

サンプル数　　1箇所あたり3サンプル
採取場所　　・　図示

・石綿粉塵濃度測定　　[9.1.1]
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測　定　場　所	備　考 (各施工箇所ごと)
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　点
・	測定４		セキュリティーゾーン入口	計　点
・	測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹き出し風速 1m/ｓ以下の位置
・	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計　点
・	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　点
・	測定８	処理作業後シート	処理作業室内	計　点
・	測定９	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計　点

・JIS　K 3850-1に基づいた測定　　[9.1.1]

測定名称	メンブレンフィルター直径(mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)
・測定４ ・測定５	２５	５	３０
・測定 ・	４７	１０	１２０
・測定 ・	４７	１０	２４０
・測定 ・			

・自動測定機による測定

測定名称	測定方法
・測定４ ・測定５	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

石綿含有吹付材の処理　　[9.1.3]
・石綿含有吹付材の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去工法　　※［9.1.3］(2)(ｱ)による
　除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置
　　※湿潤化　　・固形化
　除去した石綿含有吹付材の処分
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去工法　　・切断又は破砕して除去　　・手ばらし
　除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
　　※湿潤化　　・固形化
　除去した石綿含有吹付材の処分
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）

処理を行う石綿含有保温材等の仕様等

材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
・石綿含有保温材		※図示　・
・石綿含有耐火被覆板		※図示　・
・石綿含有断熱材		※図示　・

・石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形版（下地調整材）の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去した石綿形成板等の処分
　　石綿含有せっこうボード
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形版（下地調整材）の除去
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・埋立処分　（安定型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）　　[9.1.1]

　石綿含有建材除去後の仕上げ工事　　・図示

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録　145118号　田代 昌弘
TEL 099-248-7338　FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　建築改修工事特記仕様書（その6）
縮尺　A2: NO.SCALE　A3:
図面番号　A-03

9 環境配慮改修工事（続き）

2 煙突用ライニング材撤去
（高圧洗浄除去工法）

範囲　※図示
仕様は以下による
1) 最下部灰出し口部分及び煙突頂部の離隔養生を行う。
最下部は洗浄水を受けるために防水シートを設置する。
2) 頂部より高圧洗浄機具を挿入し、煙突用ライニング材を湿潤化させながら撤去作業を行う。
3) 撤去後は撤去面に飛散防止材を吹付ける。
4) 最下部で高圧洗浄機具により撤去が困難な場合は手はつりにて撤去する。
5) 石綿を含んだ洗浄水は固形化した上で密封処理及び梱包処理を行う。
6) セキュリティーゾーン等の養生材を適切に除去する。

撤去後の撤去面の調査は適切に行う。
石綿の処理は関係法令に基づき適切に処理する。
セキュリティーゾーンは関係法令に基づき適切に設置する。
煙突の頂部、最下部の撤去コンクリートは石綿が付着したものとして適切に処分する。

3 外断熱改修工事 G
表示形態の変更

断熱材の種類　・　[9.2.2～4]
断熱材の厚さ（mm）　・
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・
外装材

種　類	防火性能	備　考
・		

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・改修標準仕様書　第4章　外壁改修工事による
工法
１章適用区分による風圧力の（ ＊1.0　＊1.15　＊1.3 ）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整
通気層の有無　・あり（　mm）　・なし
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
外装材の外壁への取付け　・図示　・
笠木の施工　・改修標準仕様書第3章　アルミニウム笠木による

4 断熱・防露改修工事 G

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
※規制対象外
・断熱材打ち込み工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・
厚さ（mm）　・
施工場所　・
・断熱材現場発泡工法
断熱材種類　・A種1　・A種1H　・　種
吹付厚さ（mm）　・※25　・30　・
施工箇所　・図示
※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフドレン廻りの版下等、部分的に跡張りとしなければならない箇所
・断熱材後張り工法
断熱材　JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類　・
厚さ（mm）　・
施工場所　・
断熱材にせっこうボード等を取り付けたパネル　・　使用する

5 屋上緑化改修工事 G　[9.4.2、3]

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム　※適用する　・適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示　・
（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による
かん水装置　※設置する（種類　・　・　）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない　・改修標準仕様書 [3.2.3] による
新植した芝及び地被類の枯補償の期間　引き渡しの日から1年

6 透水性アスファルト舗装改修工事　[9.5.2～5、9]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・
路床
路床の材料

種　別	材　料	厚さ（mm）
・盛土	・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	※再生クラッシャラン G ・クラッシャラン ・切込み砂利　・	・図示 ・
・フィルター層	※砂　・	・図示

路床安定処理　・適用する　・適用しない
路床安定処理の方法
・添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントＢ種　・生石灰（・特号　・１号）
・消石灰（・特号　・１号）　・
添加量　kg/m2（目標CBR　・３以上　・　）
目標ＣＢＲを満足する添架量の確認方法
・安定処理土のＣＢＲ試験　・

9 環境配慮改修工事（続き）

6 透水性アスファルト舗装改修工事（続き）

試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
路盤
路盤の構成及び厚さ　・図示　・

路盤材料の種類

路盤材料の種類	
・再生材	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
※再生材 G	※クラッシャラン G
	・粒度調整砕石 G
・クラッシャラン鉄鋼スラグ G	
・粒度調整鉄鋼スラグ G	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G	

舗装の構成　※図示　・
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　※行う　・行わない
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの

7 PCB含有シーリング材

・サンプリングの採取(1次分析用)
※現場においてサンプリングを採取する
採取箇所　※外壁目地　・図示　・
採取箇所数　※部材が異なるごとに1箇所　・（　）箇所
・サンプリングの採取(2次分析用)
※現場においてサンプリングを採取する
採取箇所　※外壁目地　・図示　・
採取箇所数　・（　）箇所
・発注者より貸与する
分析個数　・（　）箇所

1) 採取作業はシーリング等が散逸することのないよう注意して行う。
2) シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の密封袋に保管し、No及び採取場所を記入する。
サンプルは1袋に1つずつ入れること。
3) カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に変えること。
4) シーリング材を切除した部分は必要に応じて補修すること。補修材料は特記仕様書による
5) 皮膚との接触を避けるため保護手袋及び保護マスクを着用する。
6) 休息時及び作業終了後には必ず手洗いを行う。
7) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣と同様にポリエチレン製の密封袋に入れる。

・サンプルの分析
・1次分析（シーリング種類の調査）
「シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定書」を作成し、採取したサンプルと合わせて日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと。
・2次分析（PCB含有率調査）
専門分析機関にサンプルを送付しPCB含有分析を行うこと。
・施工調査等
調査範囲　※図示　・（　）
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと。
シーリング使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
廃棄物等の搬出方法

・除去処分工事
PCBを含有したシーリング材の処理は次によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号）」並びに「ポリ塩化ビフェニル産業物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律65号）」により適切に行うこと。
1) 工事に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。
2) シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域から飛散薄壮牛措置を取ること。
3) 作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること。
4) シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで極力切除する。
5) 除去工事終了後、シーリング材及び散逸物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所を考慮し、監督職員の承諾を得たものとする。
6) 除去及び回収状況について監督職員の検査を受けること。
7) 工事着工後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督職員と協議する。

8 路床　[22.2、3、5] [表22.2.1]

路床土　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
路床の構成及び仕上り　※図示
試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない

9 路盤　[22.2.2、3、5] [表22.3.1]

路盤の構成及び厚さ　・図示　・
路盤材料の種類

・砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
・再生材 G	※クラッシャラン
	・粒度調整砕石
・クラッシャラン鉄鋼スラブ G	
・粒度調整鉄鋼スラブ G	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラブ G	

路盤締固め度の試験　※行う　・行わない

9 環境配慮改修工事（続き）

10 アスファルト舗装　[22.4.2～6] [表22.4.2]

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・
材料
アスファルト　※再生アスファルト G　（・60～80　・80～100　）
・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
※アスファルトコンクリート再生骨材 G
加熱アスファルト混合物等の種類
※密粒度アスファルト混合物（13）
・細粒度アスファルト混合物（13）
シールコートの乳剤の種類
・ PK-1　・ PK-2
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度

13 屋根及びとい工事

1 長尺金属板葺　[13.2.2、3]

施工箇所	板及びｺｲﾙの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ（mm）	屋根葺形式	備考
屋根	※JIS G 3322の屋根用ｺｲﾙ（CGL CCR-20-AZ150） (・) SGL	フッ素樹脂塗料焼付塗装	0.4	・心木なし瓦棒葺 ・立平葺・縞掛葺 (・)横葺　・	

下葺材料　※アスファルトルーフィング　940
・改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般ﾀｲﾌﾟ・複層材ﾀｲﾌﾟ・粘着層付ﾀｲﾌﾟ）
工法　１章　適用区分による風圧力の（ ・1.0　・1.15　・1.3 ）倍の風圧力に対応した工法

2 折板葺　[13.2.2]　[13.3.2、3]　[表13.2.1]

施工箇所	形　式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分 山高	山ﾋﾟｯﾁ	耐力による区分	材料による区分	厚さ（mm）	軒先面戸板	耐火性能
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形			（　）種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し
	・							

材料　※JIS G 3322の屋根用コイル（CGL CCR-20-AZ150）
・（　）
タイトフレームにJIS G 3322以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋外で使用する場合の表面処理
（標仕　表14.2.2による　・Ｅ種　・Ｆ種　）
断熱材　・有り（種別：　厚さ(mm)：　防火性能：　時間）
・無し
工法　折板のけらば納め
※けらば包みによる方法
・
工法　１章　適用区分による風圧力の（ ・1.0　・1.15　・1.3 ）倍の風圧力に対応した工法

3 粘土瓦葺　[13.4.2、3]

施工箇所	種　類 製法による区分	形状による区分	寸法による区分	産　地	役物瓦の種類

桟瓦の防災瓦の使用　・適用する　・適用しない
「JIS A 5208」に基づく凍害試験等　・行う　・行わない
瓦桟木　材質　・杉　・
寸法　・幅21mm×高さ15mm以上　・
棟補強用心材　材質　・杉　・
寸法　・幅40mm×高さ30mm　・
瓦緊結用釘及びねじ　種類（　）径（　）長さ（　）
棟補強等に使用する金物等
材質　・ＳＵＳ製　・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製
形状、寸法及び留付け方法　・図示　・
工法　１章　適用区分による風圧力の（ ・1.0　・1.15　・1.3 ）倍の風圧力に対応した工法
風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等　・図示　・
瓦桟木の留付け工法　・図示　・
棟の工法　・７寸丸伏せ棟又はＦ形用冠瓦伏せ棟　・のし積み棟　・
面戸、省口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
・モルタル　・瓦葺き用しっくい

4 とい

といの材種　[13.5.2、3]　[表13.5.4]

種　別	材　種	径	施工箇所	備　考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304
	・硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）			
軒どい	・			

防露材のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
鋼管製といの防露巻き　・適用する（工法：※標仕 表13.5.4による　・　）
・適用しない
とい受金物　[13.5.2]　[表13.5.3]
材種　・鋼製（溶融亜鉛めっき）　※ステンレス製
形状　※市販品（とい径100以下）　・25×4.5mm以上（とい径100を超えるもの）
取付け間隔　・標仕（表13.5.2）による　・
足金物
材種　・鋼製（溶融亜鉛めっき）　※ステンレス製
形状　※市販品　・
取付け間隔　・標仕（表13.5.2）による　・

⑤ 保証書及び期間

ルーフドレン

種　別	呼　び	施工箇所	材　種
・ろく屋根用（・縦形Ｉ型　・横形Ｉ形）・ねじ込式	・80 ・100 ・125 ・150		
・バルコニー用（・ねじ込式　・差込式）	・50 ・75 ・80 ・100		
・バルコニー中継用（・ねじ込式　・差込式）	・50 ・75 ・80 ・100		

金属屋根工事の施工については、10年保証書を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工者の連帯とする。

記事
月・日	
・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
・	
・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 建築改修工事特記仕様書（その7）
縮尺 A2: NO. SCALE
A3:
図面番号 A-04

設計概要

工事場所	枕崎市山手町175番地
用途地域	第一種住居地域　　建蔽率：60%，　容積率：200%
敷地面積	9,501.55㎡
建築面積	801.03㎡(美術館)，25.92(電気室･消火ポンプ室)，23.80(倉庫)
延べ床面積	766.99㎡(美術館)，25.92(電気室･消火ポンプ室)，23.80(倉庫)
構　造	木造 平屋建て
工事概要	
屋外	屋根(指定範囲)改修
	外壁(指定範囲)改修
屋内	照明改修（LED化）：男女トイレ・手洗い部，玄関，デッキ部

外部仕上表

部　位		仕　様	部　位		仕　様
屋　根	既存	t=21 野地板下地アスファルトシングル(シャドウ葺)　釘打及び接着併用	軒　裏	既存	木下地 t=15　W＝155 杉板　目透し張り　防腐防蟻剤塗布
		一部(ﾊｲｻｲﾄﾞﾗｲﾄ上部)：t=0.4 SUSの上樹脂焼付塗装(シーム工法)の上着色塗装			
		ルーバー部：木格子(60×24 杉)防腐防蟻剤塗布		改修後	既存のまま 一部照明器具取合え部補修
		※※　アスファルトシングル　　アスベスト含有-有　※※			
	改修後	既存アスファルトシングル（シャドウ葺）仕上の上 ゴムアスルーフィング(1mmタック付)下地フッ素樹脂塗料焼付塗装ＳＧＬ鋼板	樋	既存	硬質塩化ビニルパイプ Φ100（防露処理）
		t=0.4 横葺き 一部：t=0.4 SUSの上樹脂焼付塗装(シーム工法)			
		既存の上プライマー処理 フッ素樹脂塗装 ルーバー部：既存木製ルバー撤去後		改修後	既存のまま （排水口塞ぎ）
		アルミ製(木目シート張り)ルーバー 60×20@40　取付 TOPPAN：フォルティナルーバー同等品			
外　壁	既存	t=21 アスファルトルーフィング下地 t=21 杉板張 防腐防蟻剤塗布	既存サッシ・フード廻り		
				改修後	新設外壁取合い部：シーリング
	改修後	既存杉板張り下地 透湿防水シート張りの上			
		金属製サイディング t=18（塗装高耐色GLメッキ鋼板 t=0.35）横張り			

内部仕上表

	室　名	床	巾木	(H)	壁	天　井	天井高(CH)	備　考
既存	研修室	t=15 合板の上　t=15桧板張り	t=15 杉板 ＣＬ	60	ラスボード下地　プラスター塗， 一部(間仕切り壁)：t=9 杉板張り ＣＬ	t=9 ＰＢ下地 クロス張（クロス全剥ぎ取り）	3,000	資料棚，ブラインド
	創作室	t=15 合板の上　t=15桧板張り	t=15 杉板 ＣＬ	60	ラスボード下地　プラスター塗， 一部(間仕切り壁)：t=9 杉板張り ＣＬ	t=9 ＰＢ下地 クロス張（クロス全剥ぎ取り）	3,000	スクリーンＢＯＸ，ブラインド

－仕上表に使用する略号凡例－

ＲＢ	－ 岩綿吸音板	ＧＷ	－ グラスウールボード
ＰＢ	－ 石膏ボード	ＶＳ	－ ビニールシート(長尺)
ＰＢ化	－ 化粧石膏ボード	Ｖ	－ ビニールソフト巾木
ＳＢ	－ ケイ酸カルシウム板	ＡＰ	－ アルミパネル
Ｅ	－ 塩ビ製見切		
ＡＬ	－ アルミ製見切		

－塗装の種類と符号－

ＳＯＰ	－ 合成樹脂調合ペイント	ＯＳ	－ オイルステン
ＥＰ	－ 合成樹脂エマルションペイント	ＭＰ	－ 多彩模様塗料(ラフトン)
ＥＰ-Ｇ	－ つあ有合成樹脂エマルションペイント	ＲＥ-Ｔ	－ アクリル系吹付タイル
ＶＥ	－ 塩化ビニル樹脂エナメル	ＲＳ-Ｔ	－ エポキシ系吹付タイル
ＣＬ	－ クリアラッカー	ＡＲ-Ｔ	－ 弾性吹付タイル
ＵＣ	－ ウレタンクリヤー		

－内装制限認定番号－

ＰＢ－９.５mm	－ ＱＭ－９８２８	ＰＢ化－９.５mm	－ ＮＭ－８６１３
ＰＢ化－９.５mm	－ ＱＭ－９８２４	ＲＢ－１２mm	－ ＮＭ－８５９９
ＰＢ防－１２.５mm	－ ＱＭ－０４９３	ＰＢ－１２.５mm	－ ＮＭ－８６１９
ＰＢ－１２.５mm	－ ＮＭ－８６１９	ＰＢ防－１２.５mm	－ ＮＭ－９３４６
クロス(準不燃)	－ ＱＭ－９５３８　(壁装材用)	ＦＢ－６mm	－ ＮＭ－８５７６
		クロス(不燃)	－ ＮＭ－９９２５　(無機質 壁装材用)

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号　田代 昌弘
TEL 099-248-7338　FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　仕上表
縮尺　A2: NO.SCALE　A3:
図面番号　A-05

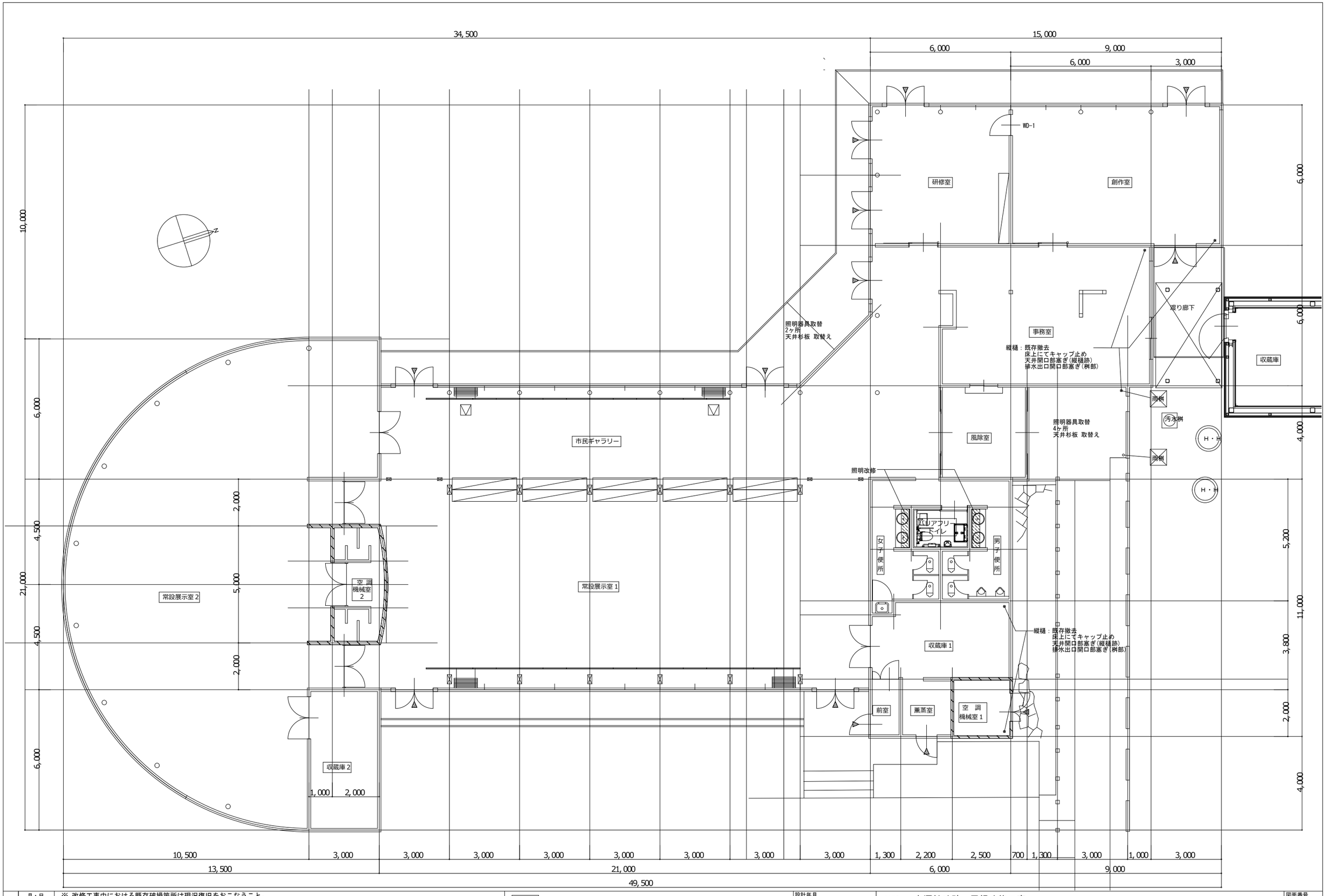

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月

承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既 存 平面図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-06

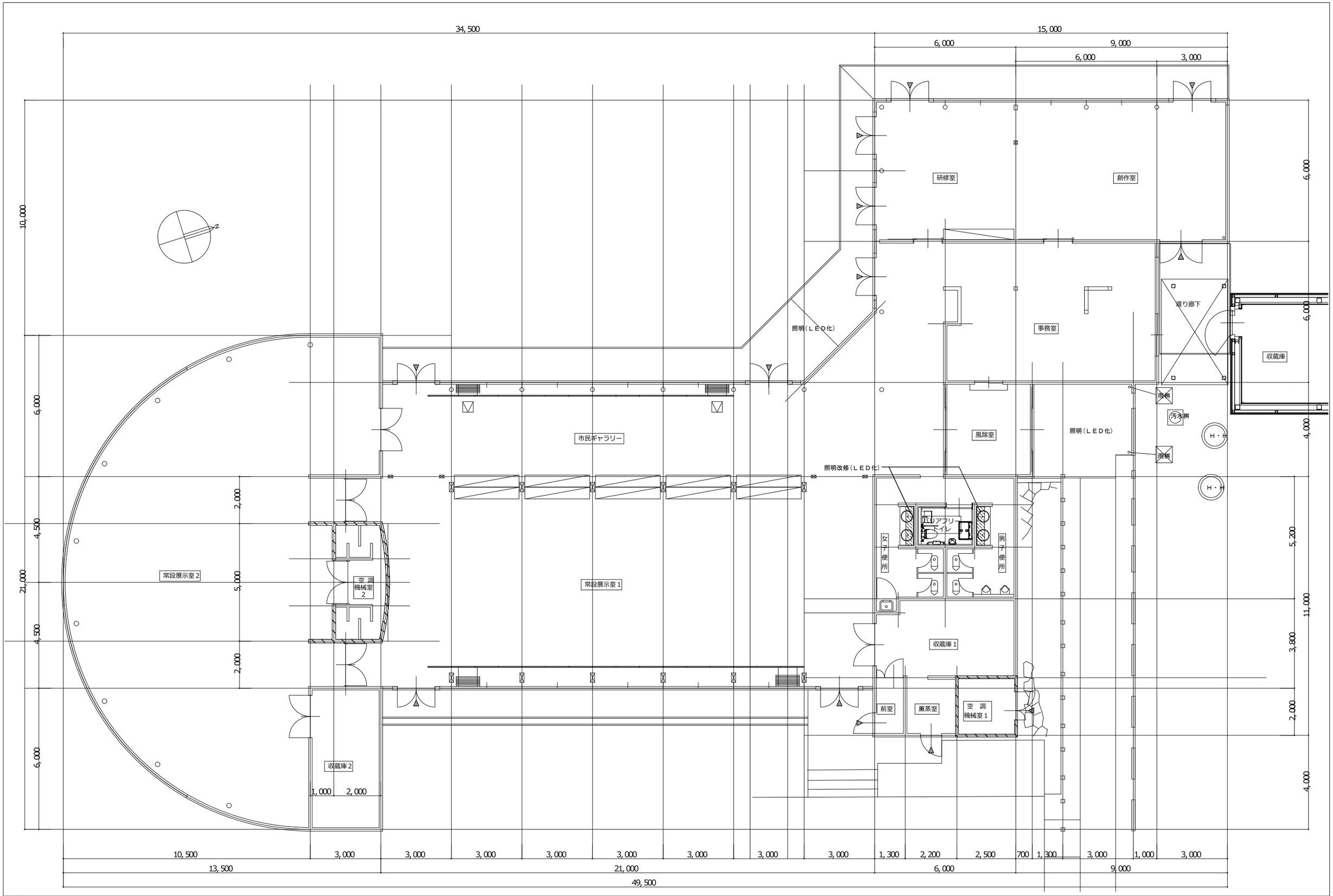

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月

承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 改修後 平面図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-07

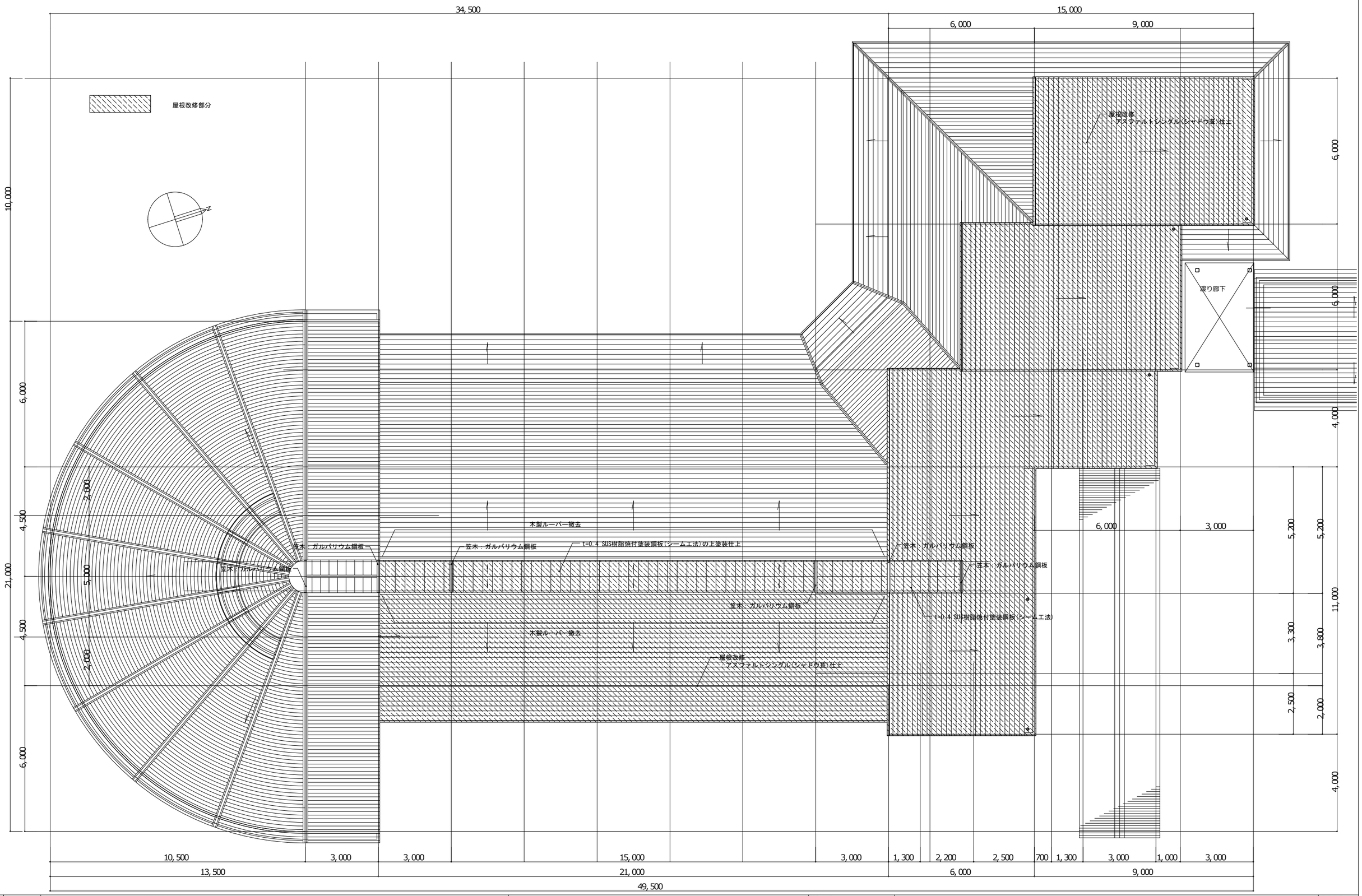

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既 存 屋根伏図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-08

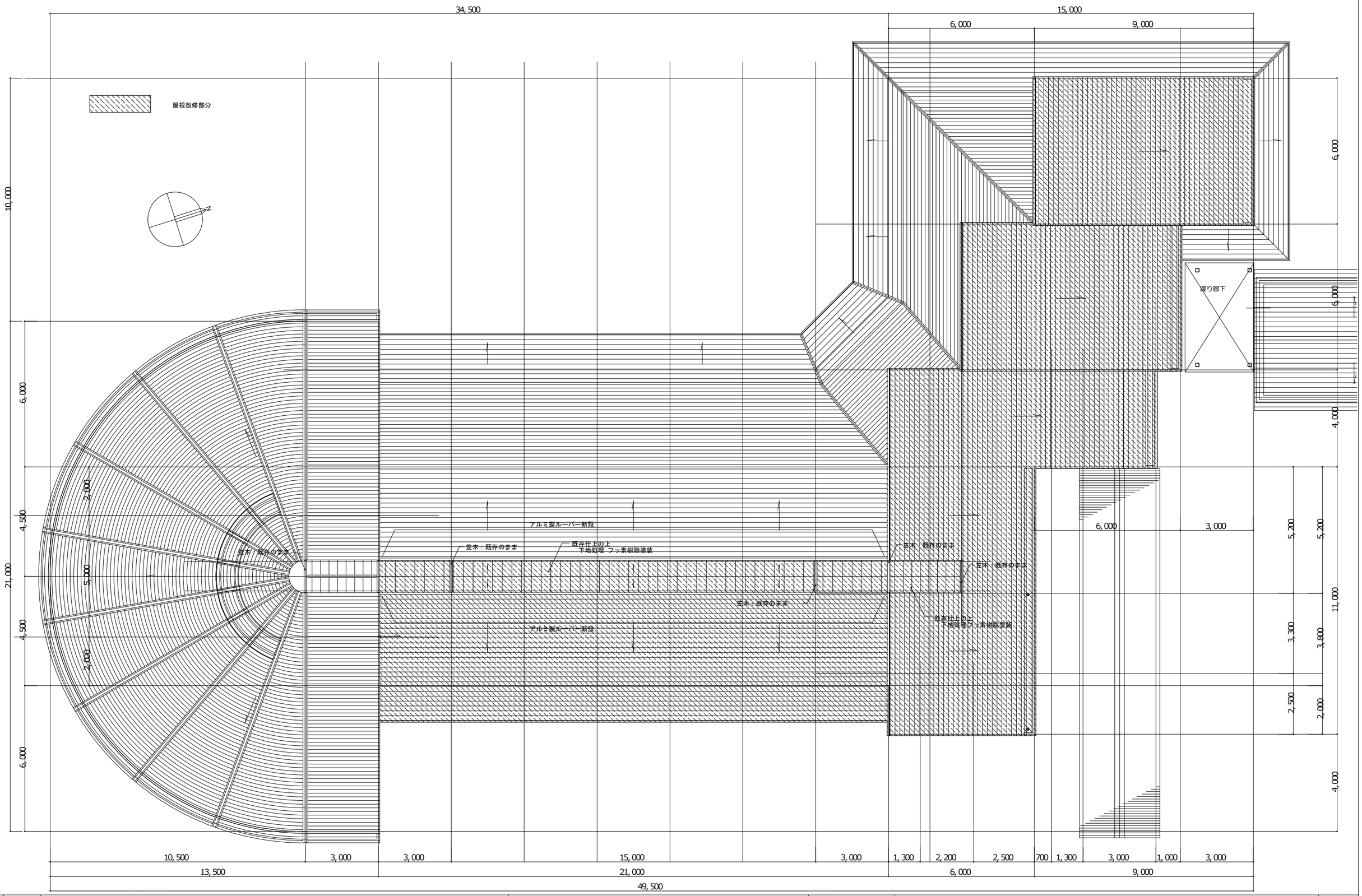

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 改修後 屋根伏図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-09

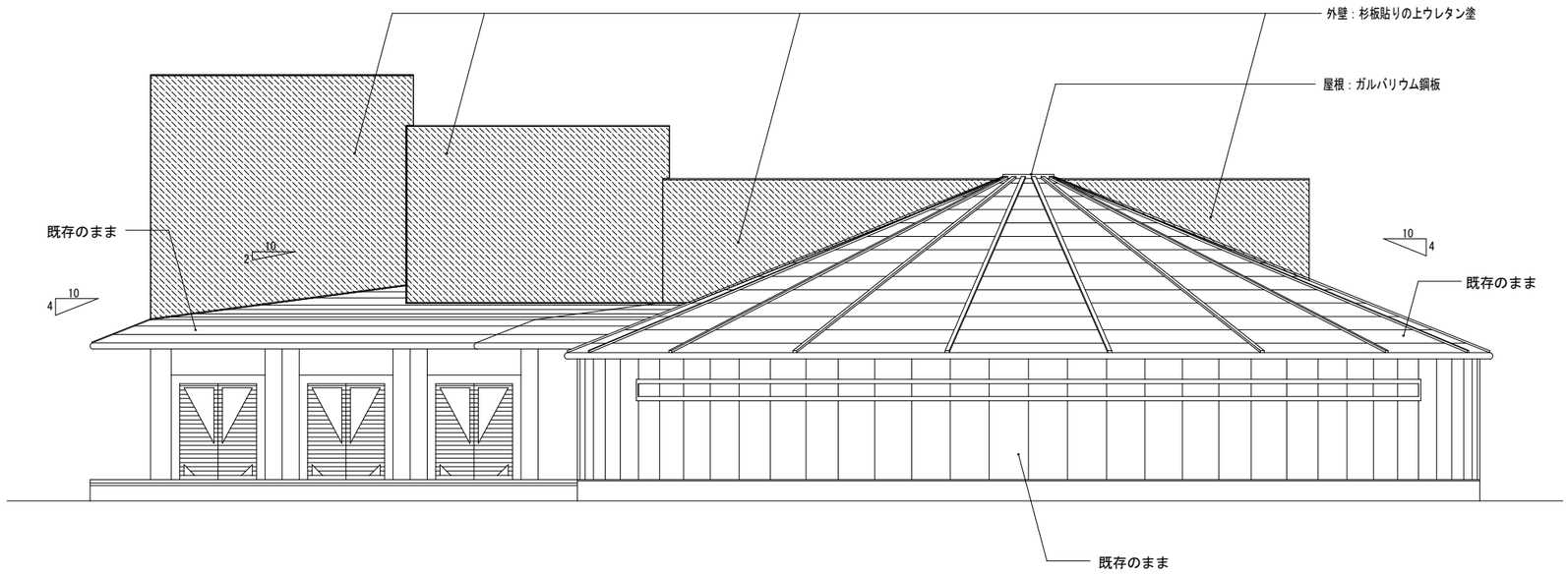

屋根改修部分

外壁改修部分

既存　南側立面図　S=1/100

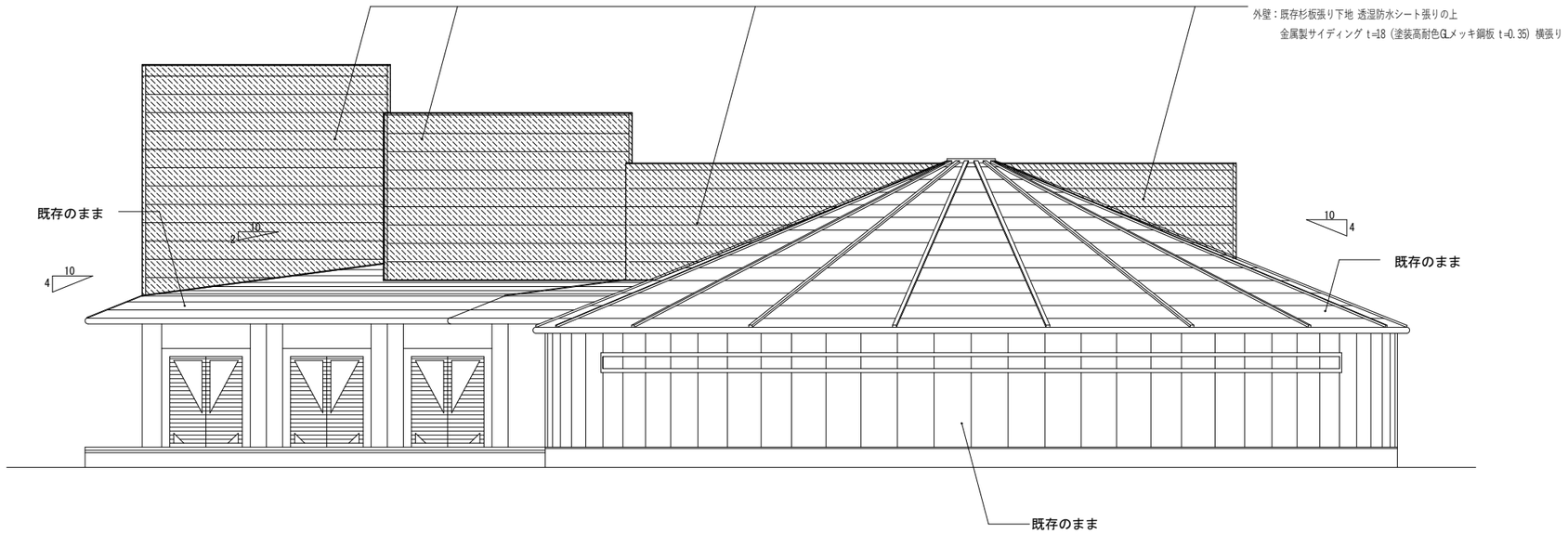

屋根改修部分

外壁改修部分

改修後　南側立面図　S=1/100

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月

承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既存・改修後　南立面図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-10

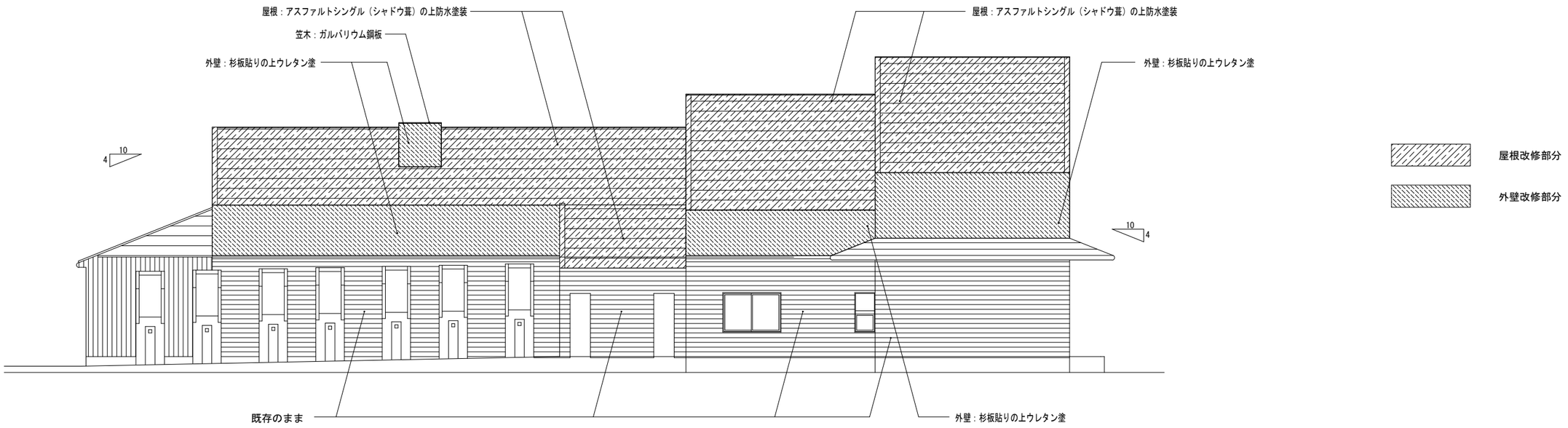

既存　北側立面図　S=1/100

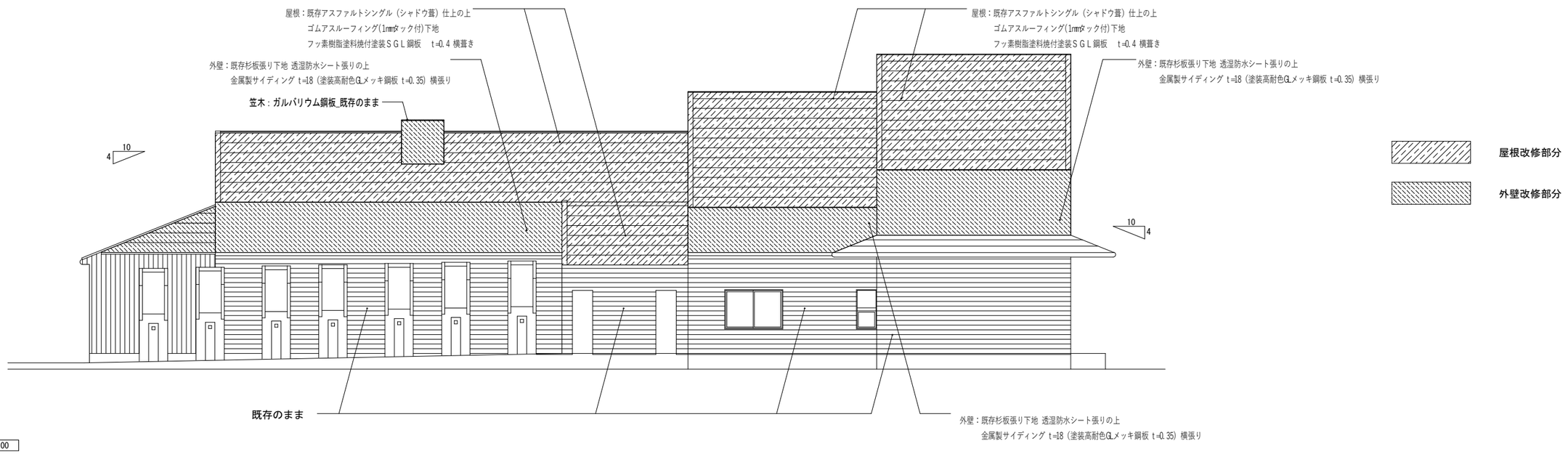

改修後　北側立面図　S=1/100

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 既存・改修後　北立面図
縮尺 A2: 1/100 A3:
図面番号 A-11

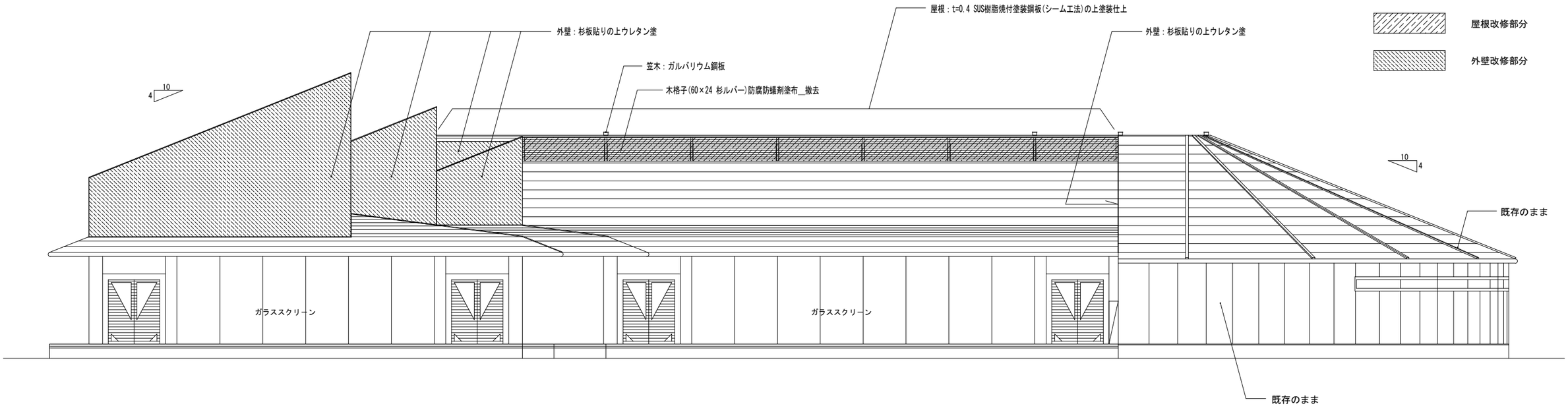

既存　西側立面図　S=1/100

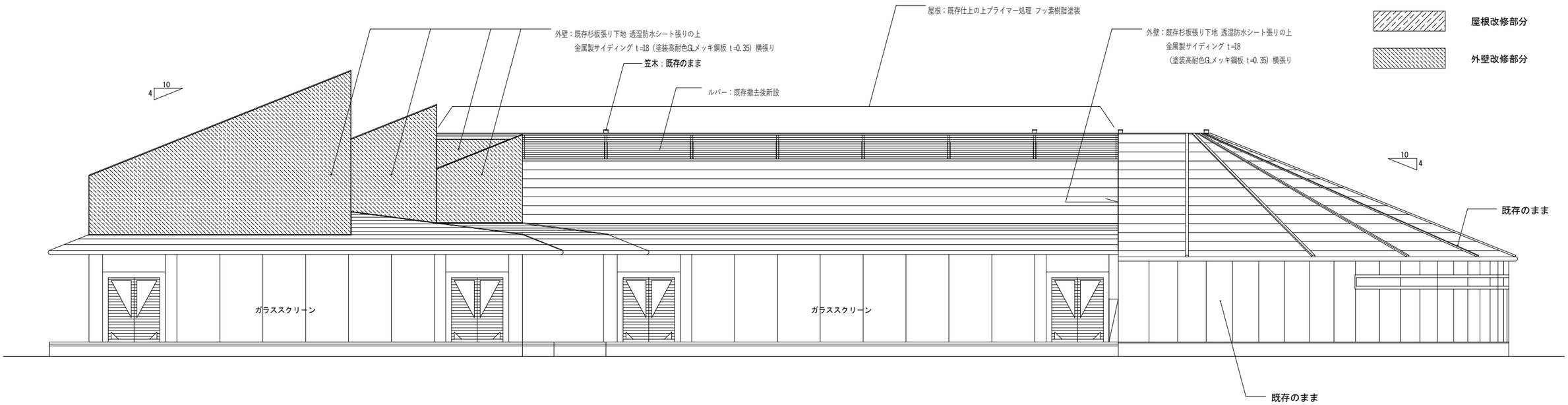

西側立面図　S=1/100

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 既存・改修後 西立面図
縮尺 A2: 1/100 A3:
図面番号 A-12

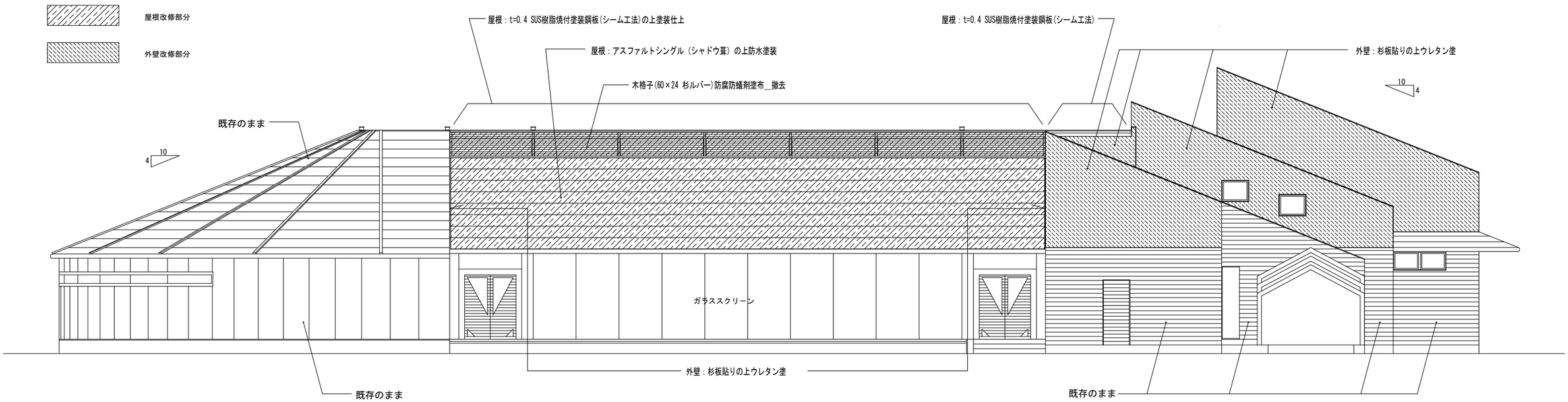

既存　東側立面図　S=1/100

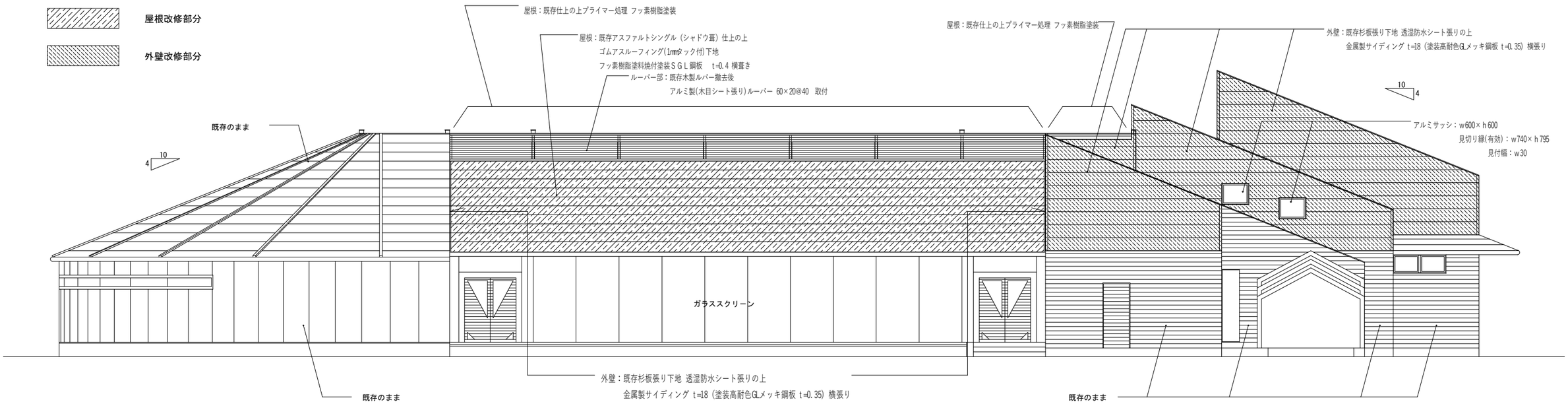

改修後　東側立面図　S=1/100

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既存・改修後　東立面図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-13

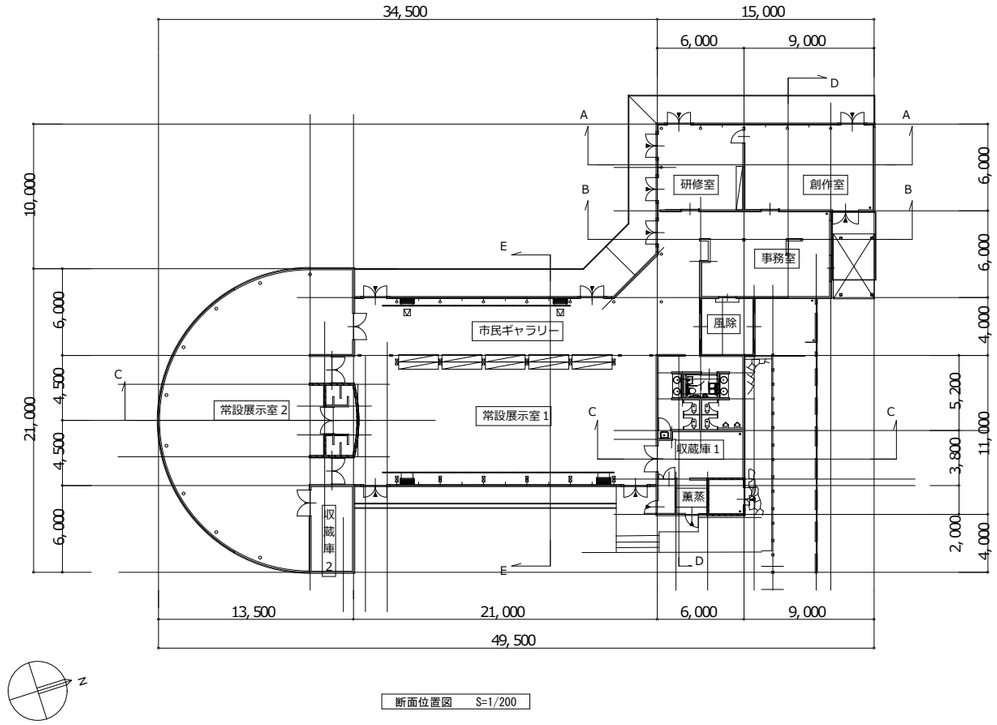

断面位置図　S=1/200

①：屋根＿既存アスファルトシングル（シャドウ葺）仕上の上ゴムアスルーフィング(1mmタック付)下地 フッ素樹脂塗料焼付塗装ＳＧＬ鋼板　t=0.4 横葺き
②：外壁＿既存杉板張り下地 透湿防水シート張りの上金属製サイディング t=18（塗装高耐色GLメッキ鋼板 t=0.35）横張り
③：ルーバー部：既存木製ルバー撤去後 アルミ製(木目シート張り)ルーバー 60×20@40　取付

既存

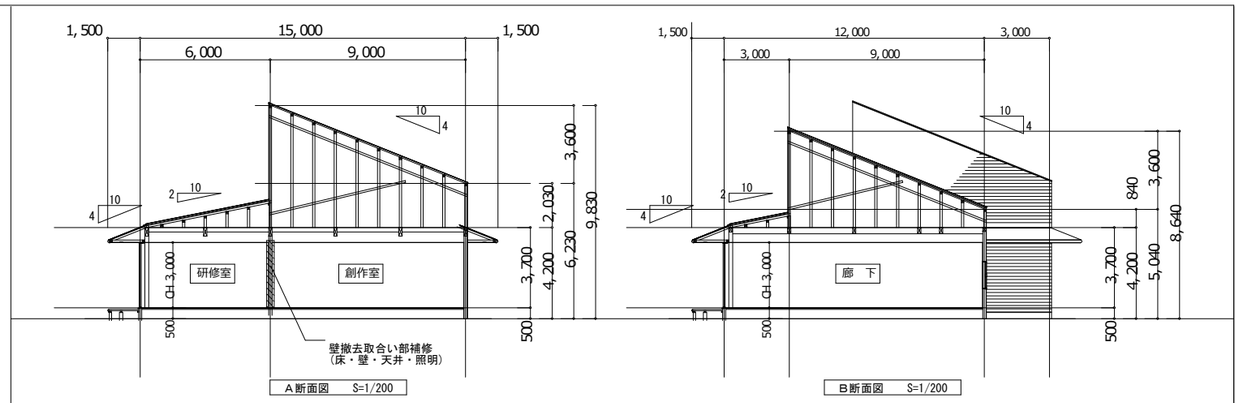

Ａ断面図　S=1/200　　Ｂ断面図　S=1/200

改修後

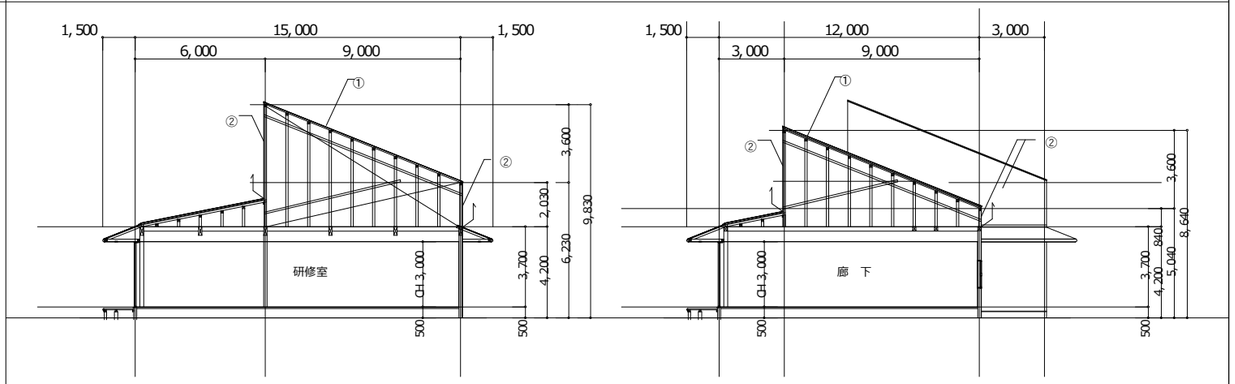

既存

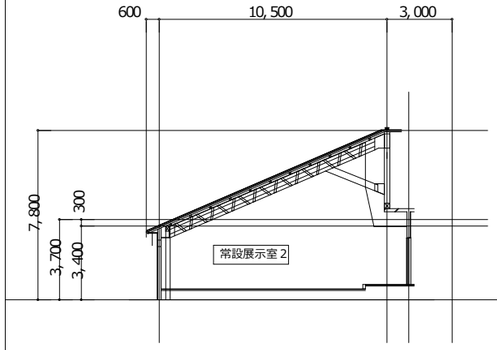

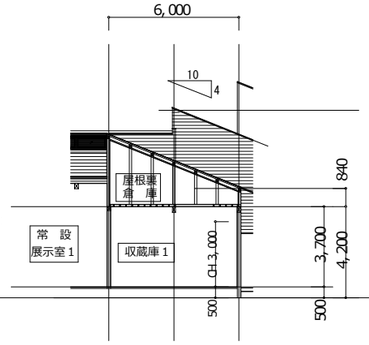

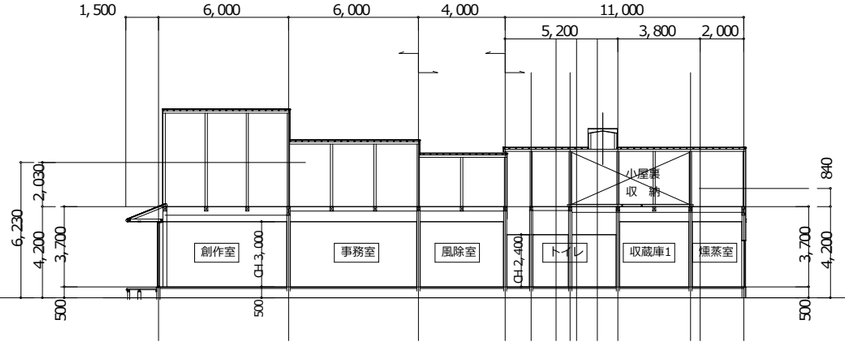

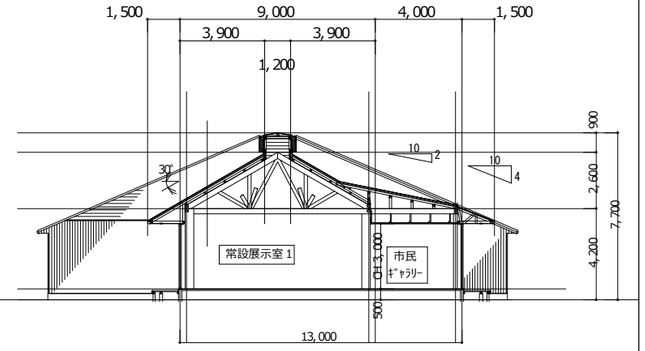

Ｃ断面図　S=1/200　　Ｄ断面図　S=1/200　　Ｅ断面図　S=1/200　　Ｆ断面図　S=1/200

改修後

既存のまま

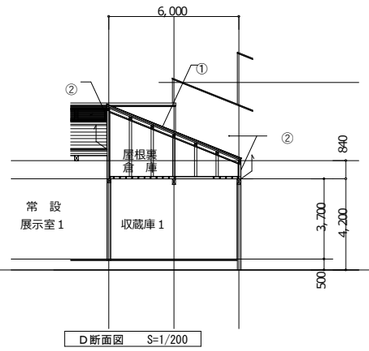

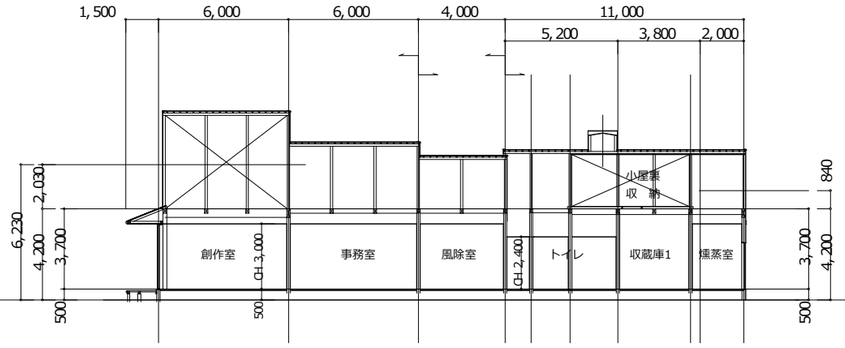

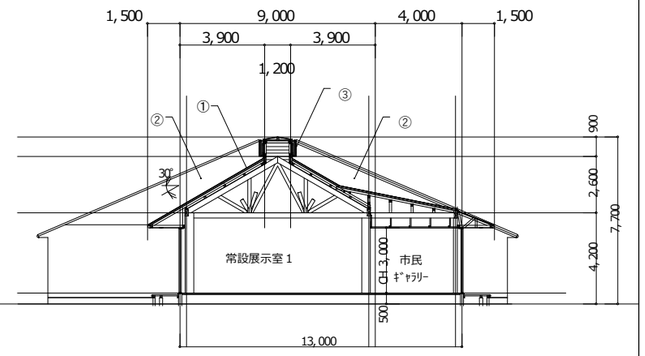

Ｃ断面図　S=1/200　　Ｄ断面図　S=1/200　　Ｅ断面図　S=1/200　　Ｆ断面図　S=1/200

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　既存・改修後　断面位置図　断面図
縮尺　A2: 1/300, 1/200　A3:
図面番号　A-14

既　存

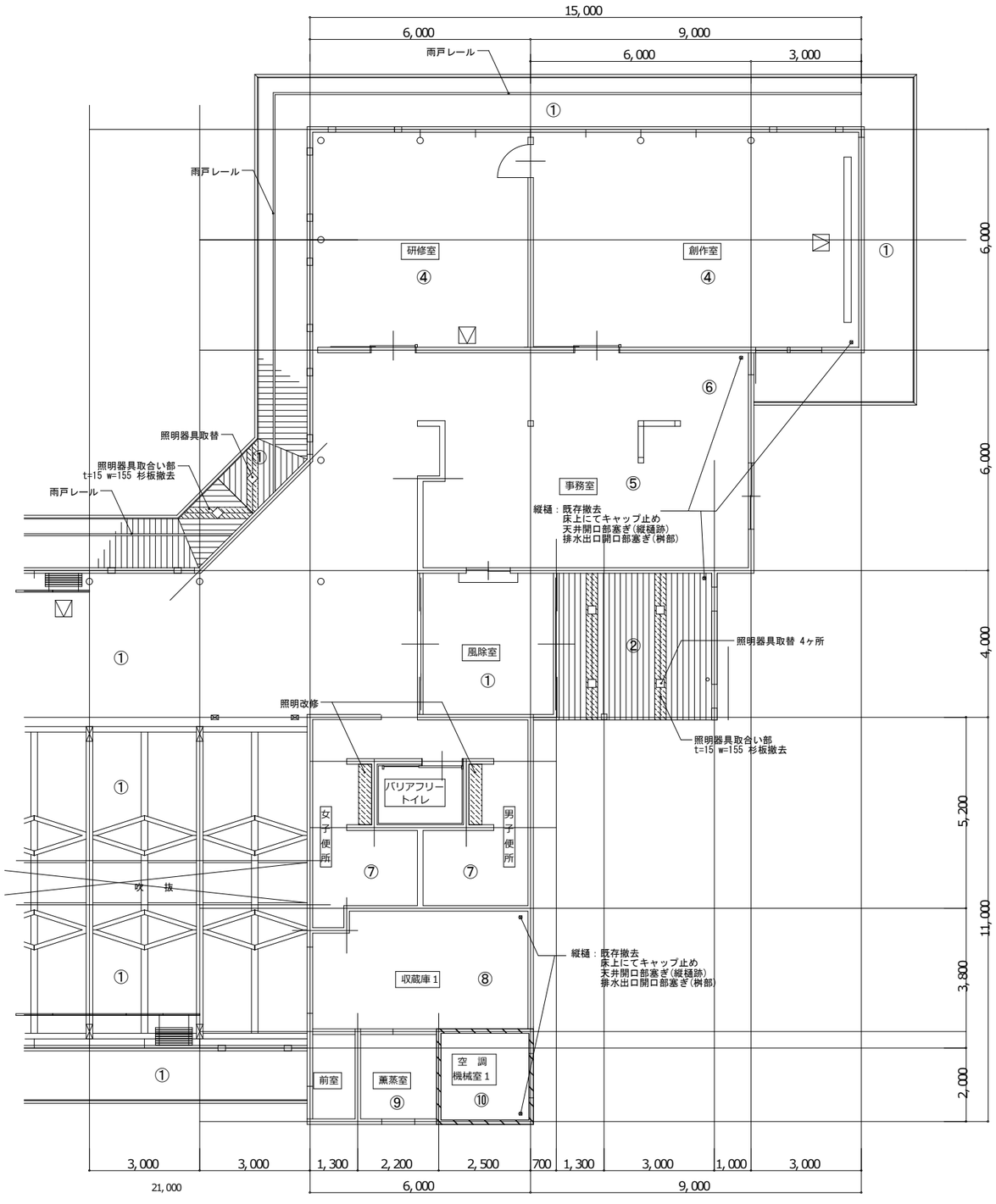

ー天井仕上凡例ー					
①	t=15 杉板 キシラデコール	⑤	t=9 ＰＢ下地 t=9 岩綿吸音板	⑨	t=0.5 ステンレス張り ｼﾞｮｲﾝﾄ ｺｰｷﾝｸﾞ 10×10
②	t=5.5 T1ベニヤ下地 t=9 杉板 キシラデコール	⑥	t=6 石綿板 ＶＰ	⑩	コンクリート打放し t=50 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音板 ｻﾗﾝﾈｯﾄ押え
③	t=9 杉板 ＣＬ	⑦	t=9 杉板 キシラデコール	⑪	t=3 T1ベニヤ
④	t=9 ＰＢ下地 布クロス	⑧	t=15 コンパネ キシラデコール		

改修後

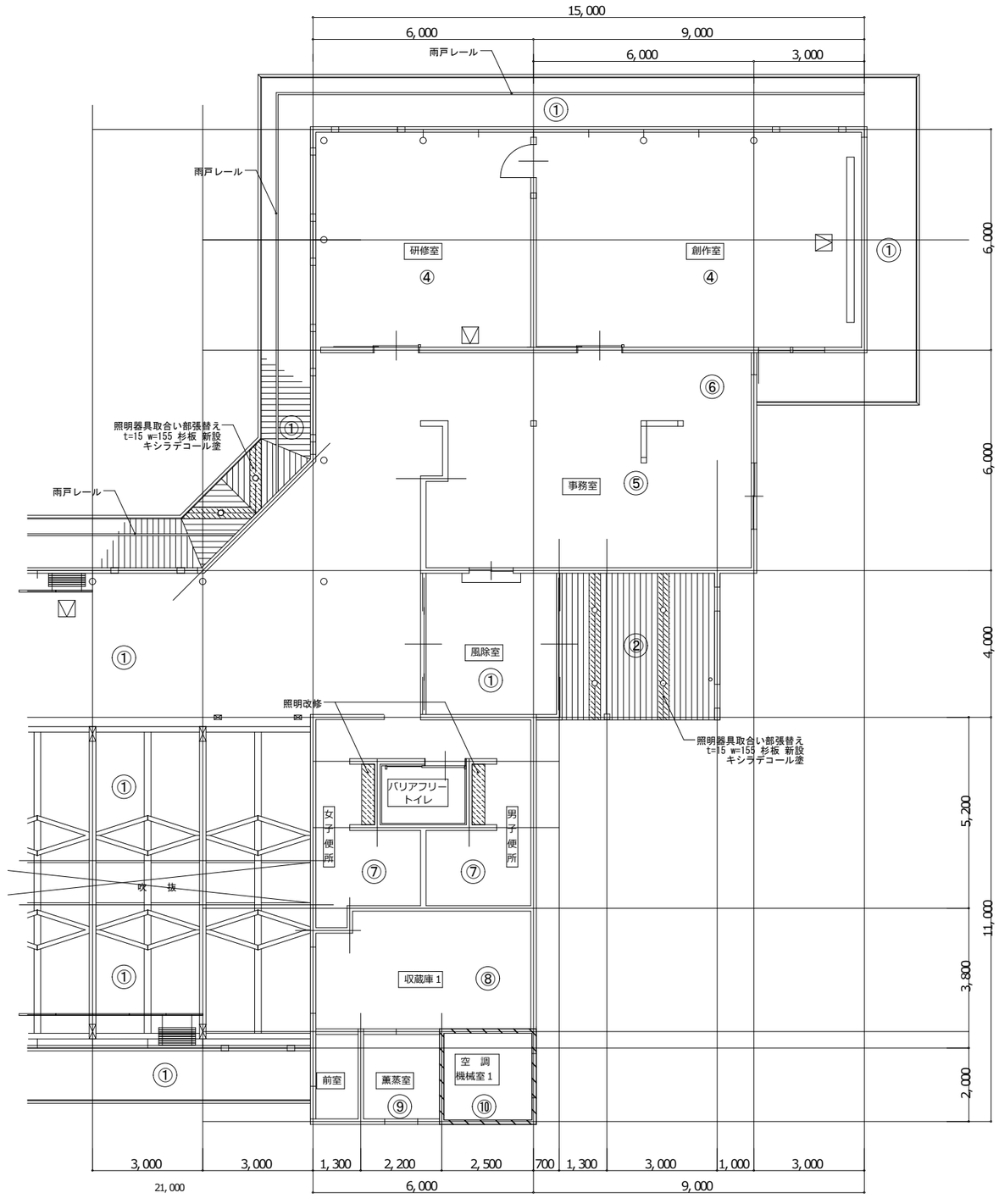

ー天井仕上凡例ー					
①	t=15 杉板 キシラデコール	⑤	t=9 ＰＢ下地 t=9 岩綿吸音板	⑨	t=0.5 ステンレス張り ｼﾞｮｲﾝﾄ ｺｰｷﾝｸﾞ 10×10
②	t=5.5 T1ベニヤ下地 t=9 杉板 キシラデコール	⑥	t=6 石綿板 ＶＰ	⑩	コンクリート打放し t=50 ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音板 ｻﾗﾝﾈｯﾄ押え
③	t=9 杉板 ＣＬ	⑦	t=9 杉板 キシラデコール	⑪	t=3 T1ベニヤ
④	t=9 ＰＢ下地 布クロス	⑧	t=15 コンパネ キシラデコール	◎	左記印は既存のままとする

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既存・改修後 天井伏図

縮尺 A2: 1/100 A3:

図面番号 A-15

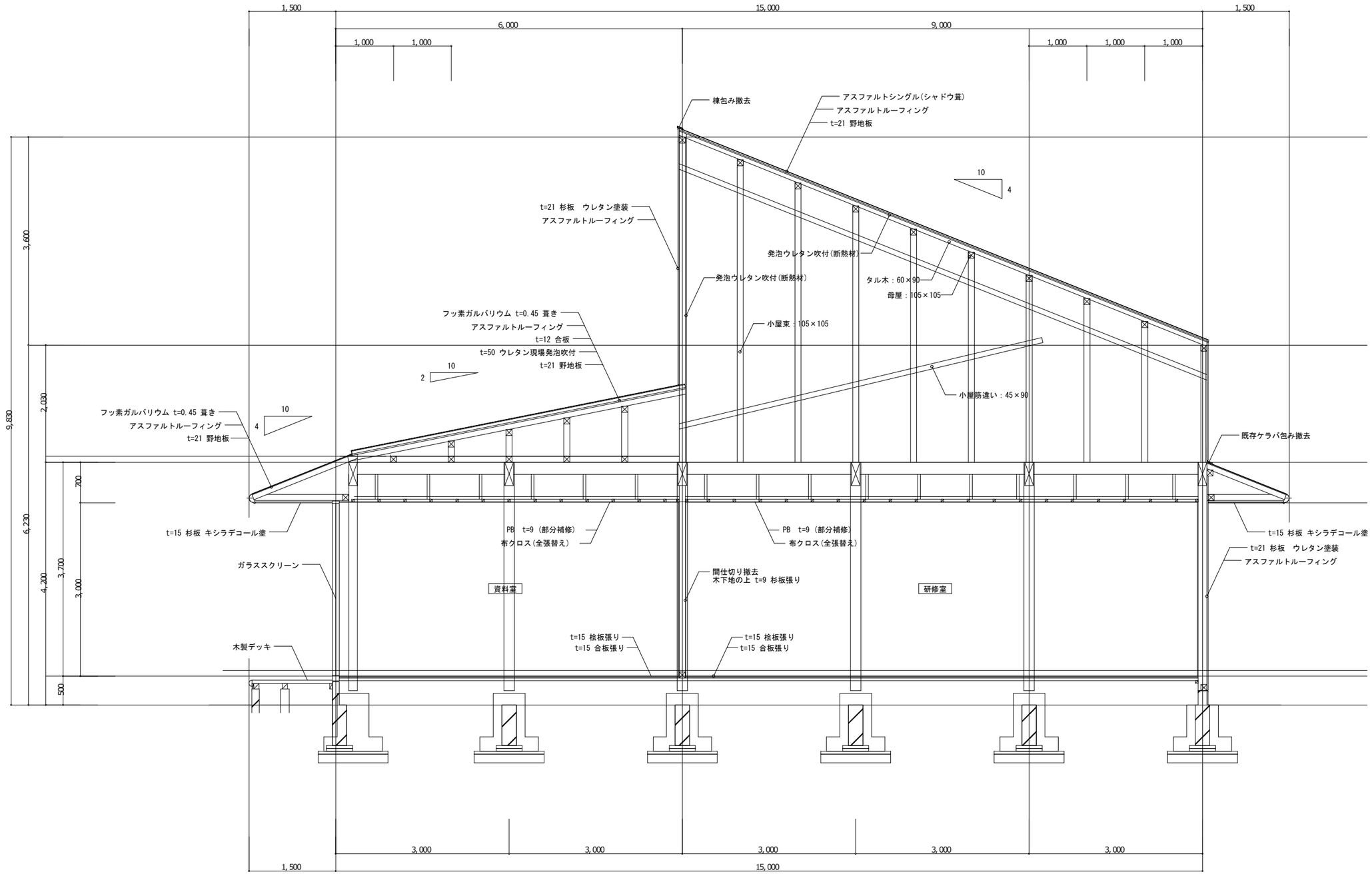

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月

承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 既　存　断面詳細図

縮尺 A2: 1/50 A3:

図面番号 A-16

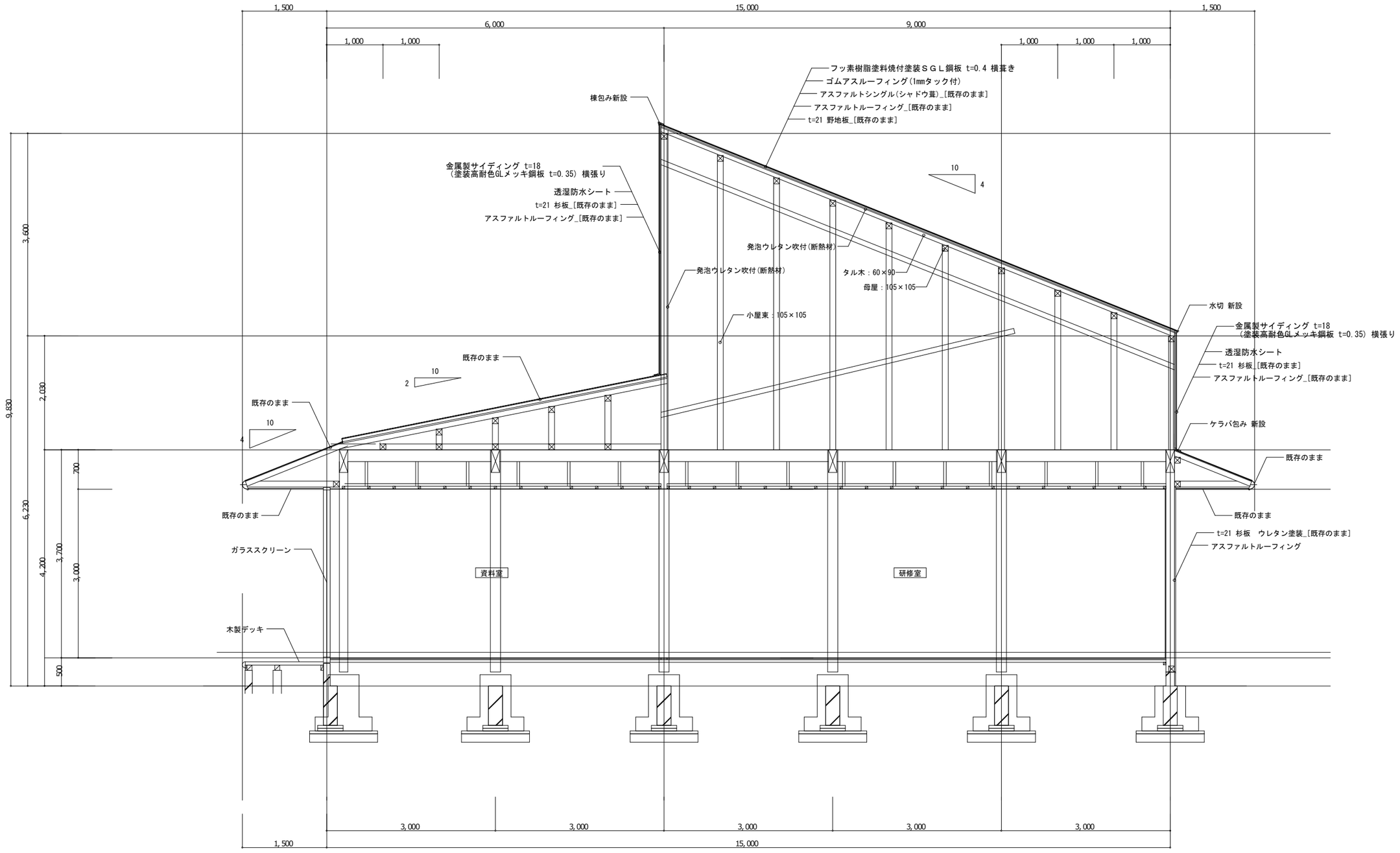

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 改修後 断面詳細図

縮尺 A2: 1/50 A3:

図面番号 A-17

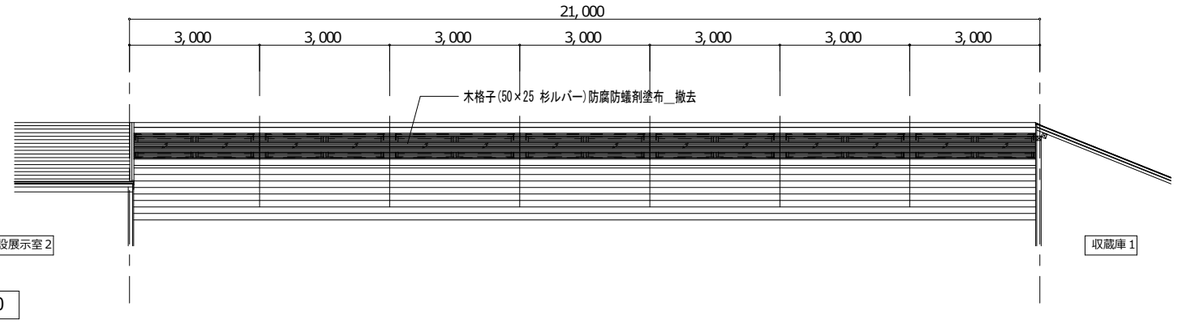

ルバー部姿図(東側)　S=1/100

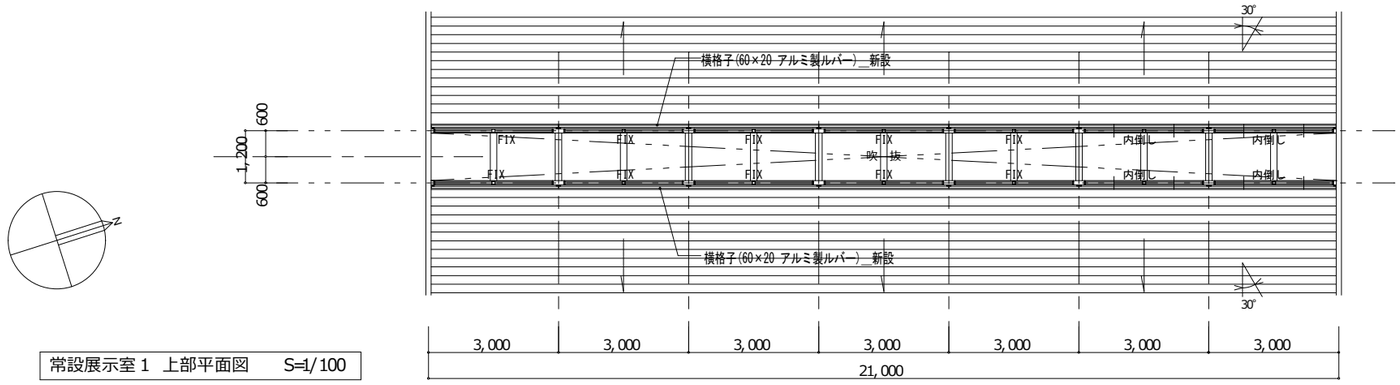

常設展示室１　上部平面図　S=1/100

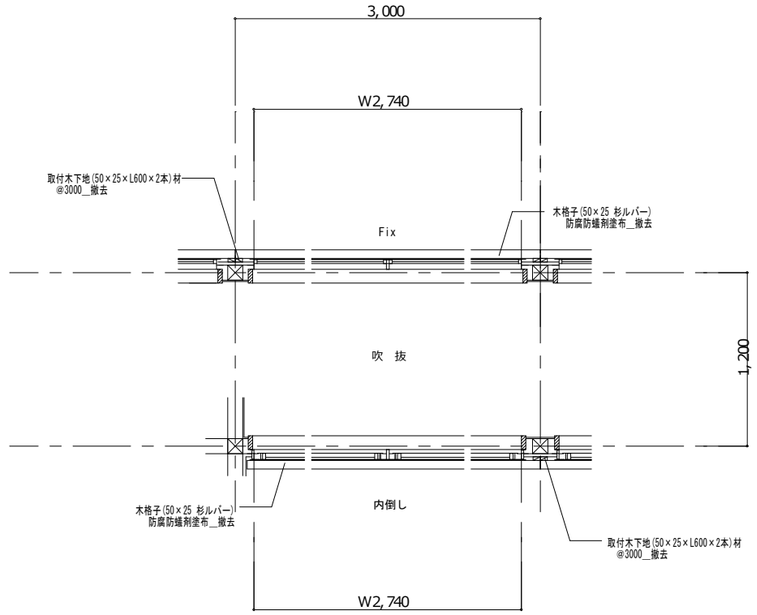

上部断面図　S=1/30

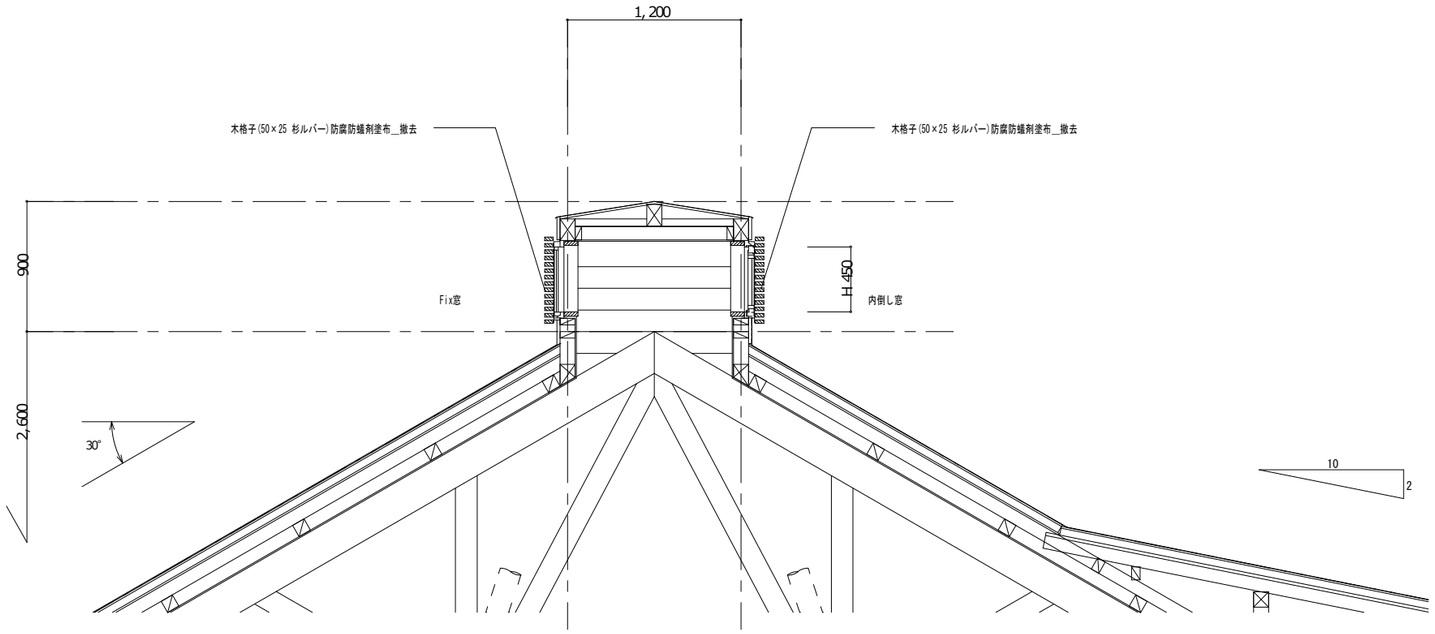

常設展示室１　上部断面図　S=1/30

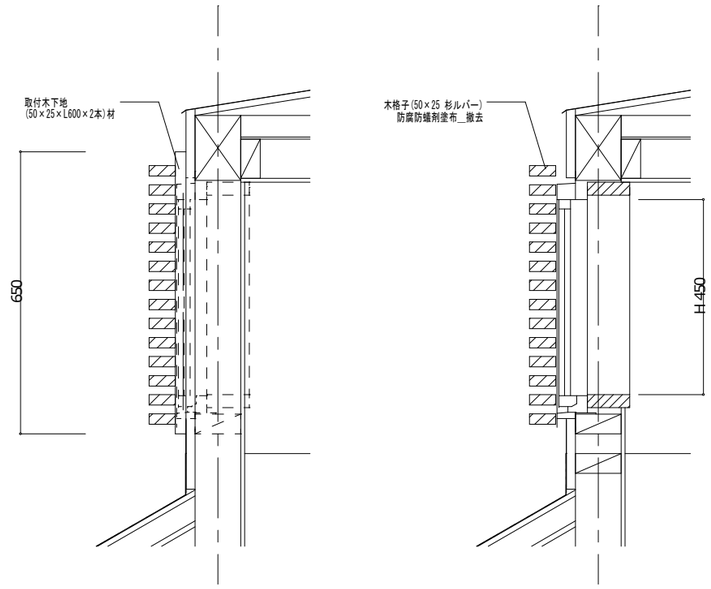

ルーバー断面図　S=1/10

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称　既　存　ルーバー部平面図　断面図

縮尺　A2: 1/100, 1/30, 1/10
A3:

図面番号　A-18

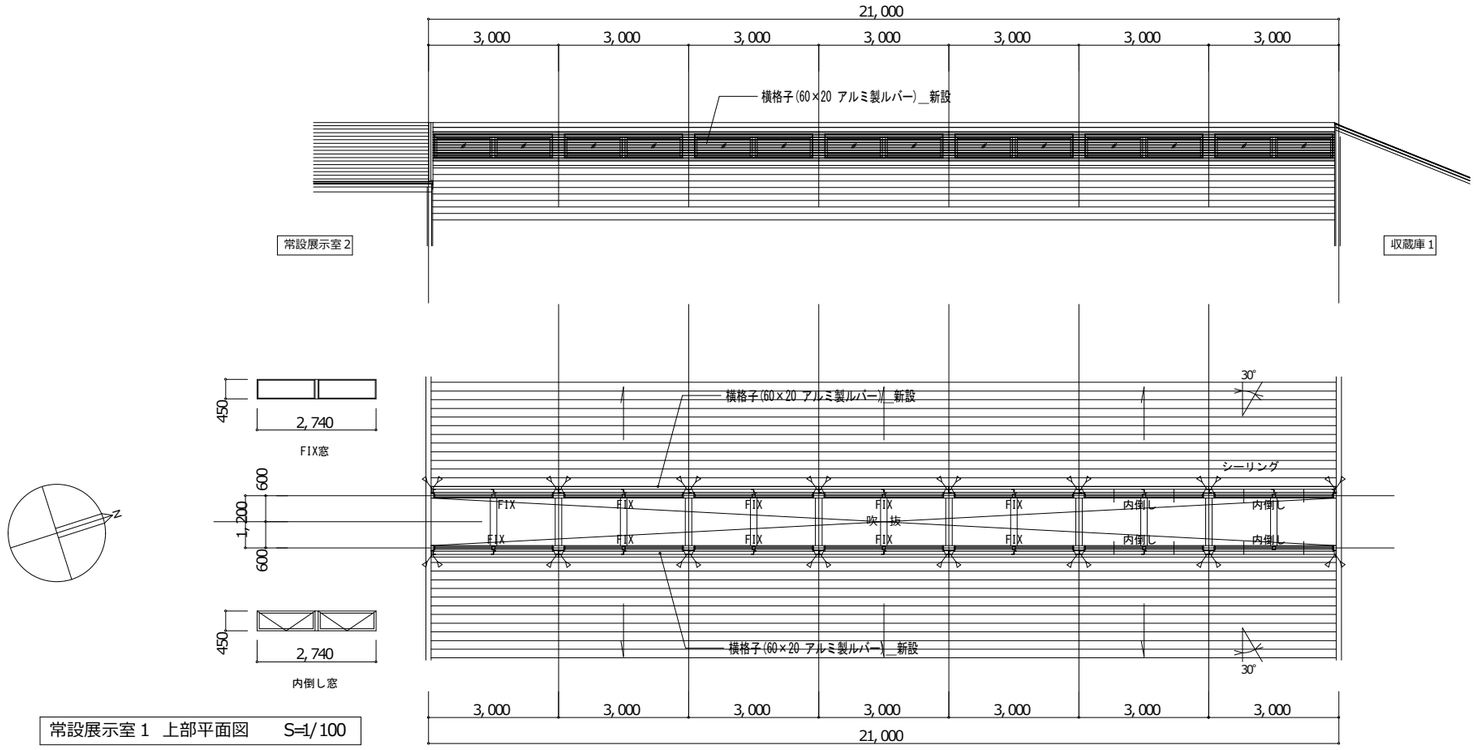

常設展示室１　上部平面図　　S=1/100

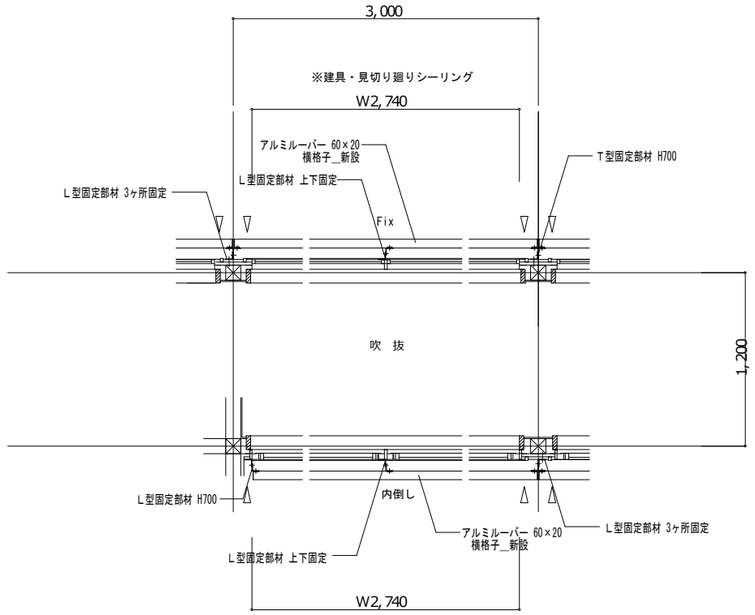

上部断面図　　S=1/30

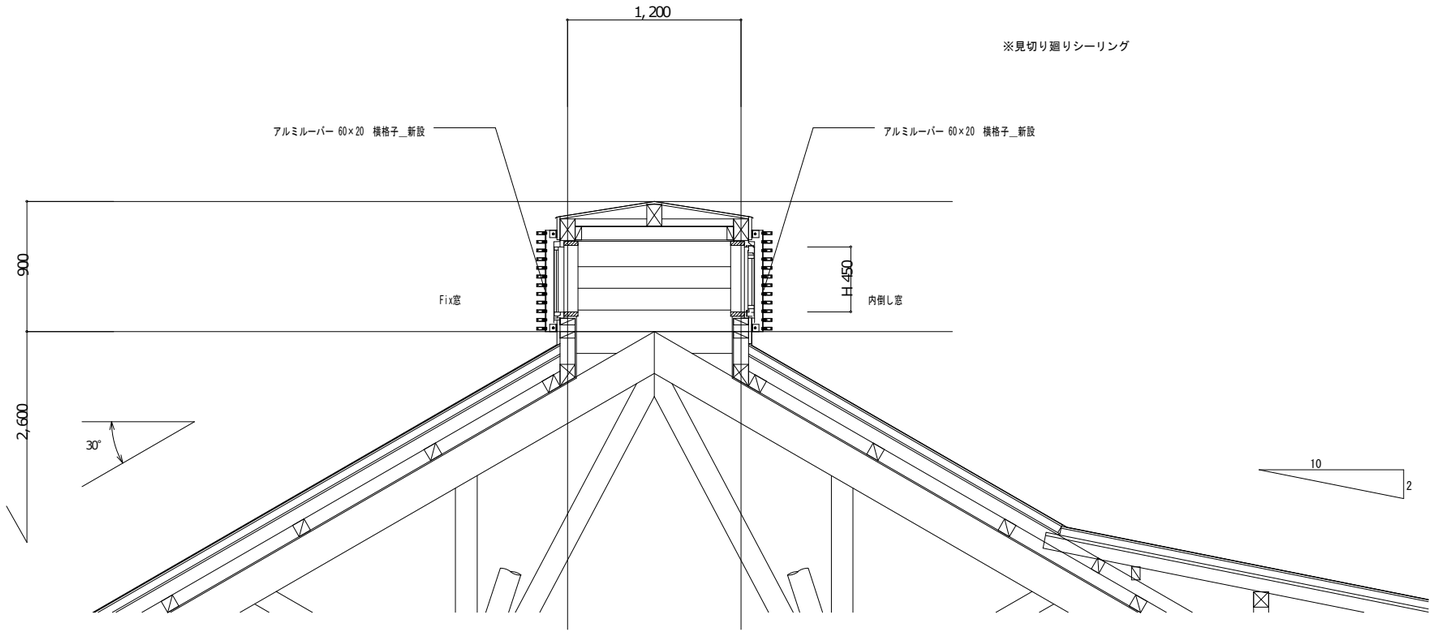

常設展示室１　上部断面図　　S=1/30

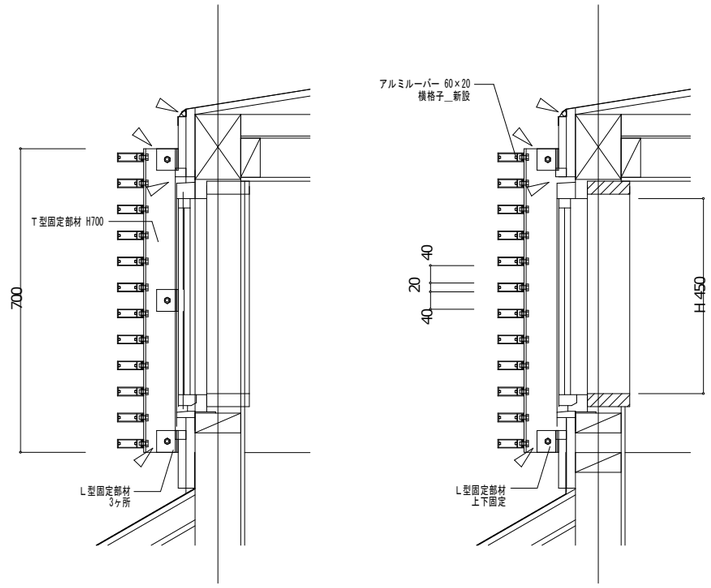

ルーバー断面図　　S=1/10

記事	月・日	
	・	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称　改修後　ルーバー部平面図　断面図

縮尺　A2: 1/100, 1/30, 1/10
A3:

図面番号　A-19

横葺　断面図　S=1/5

屋根仕様：
横葺き
フッ素樹脂塗料焼付塗装ＳＧＬ鋼板　t=0.4
ゴムアスルーフィング(1mmタック付)

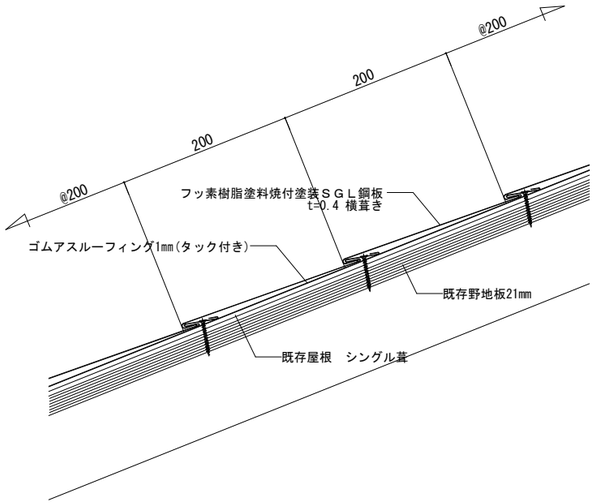

水上部詳細図　S=1/5

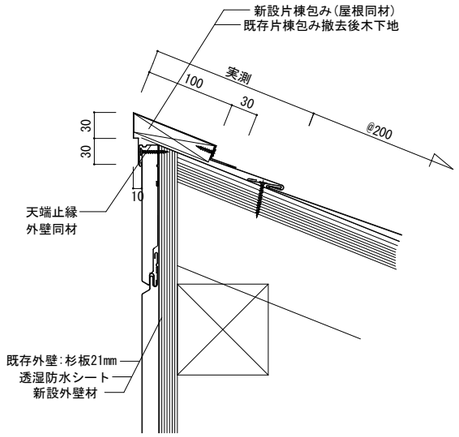

軒先部詳細図　S=1/5

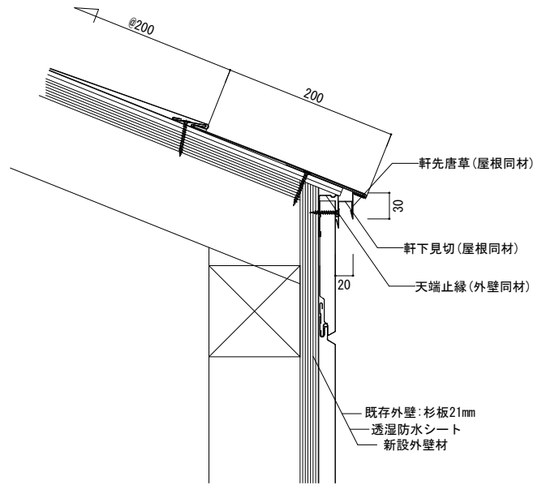

ケラバ部詳細図　S=1/5

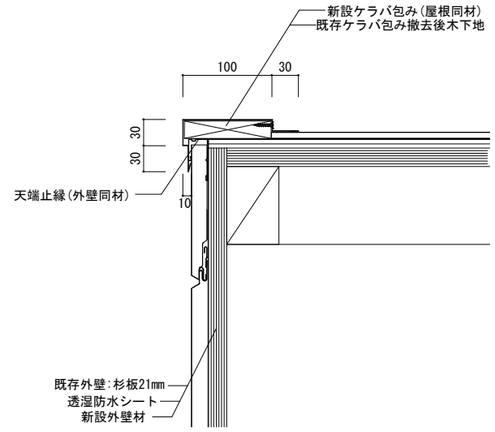

ケラバ取合部詳細図　S=1/5

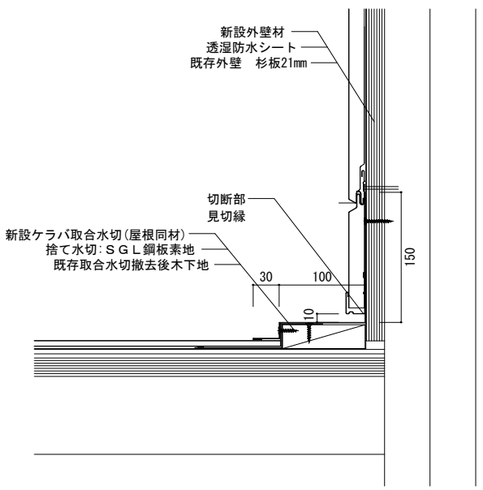

水上取合部詳細図　S=1/5

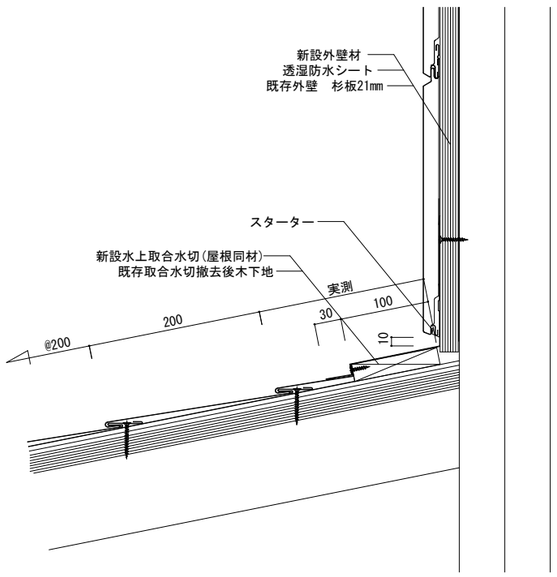

軒先部詳細図　S=1/5

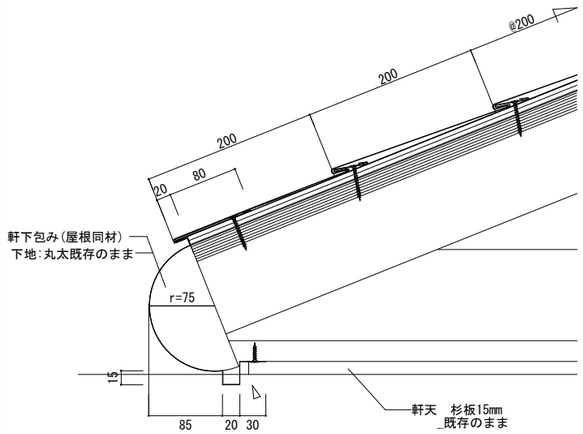

ハイサイドライト屋根部詳細図　S=1/5

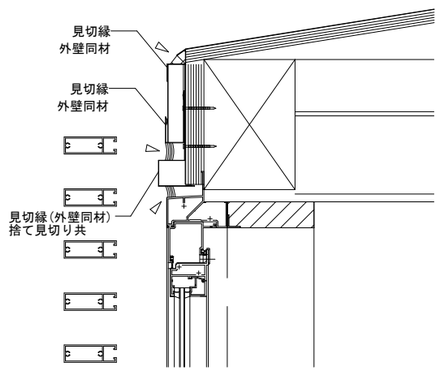

金属製サイディング t=18（塗装高耐色GLメッキ鋼板 t=0.35）横張り

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　部分詳細図(屋外)-1
縮尺　A2: 1/5　A3:
図面番号　A-20

箱樋部詳細図

S=1/5

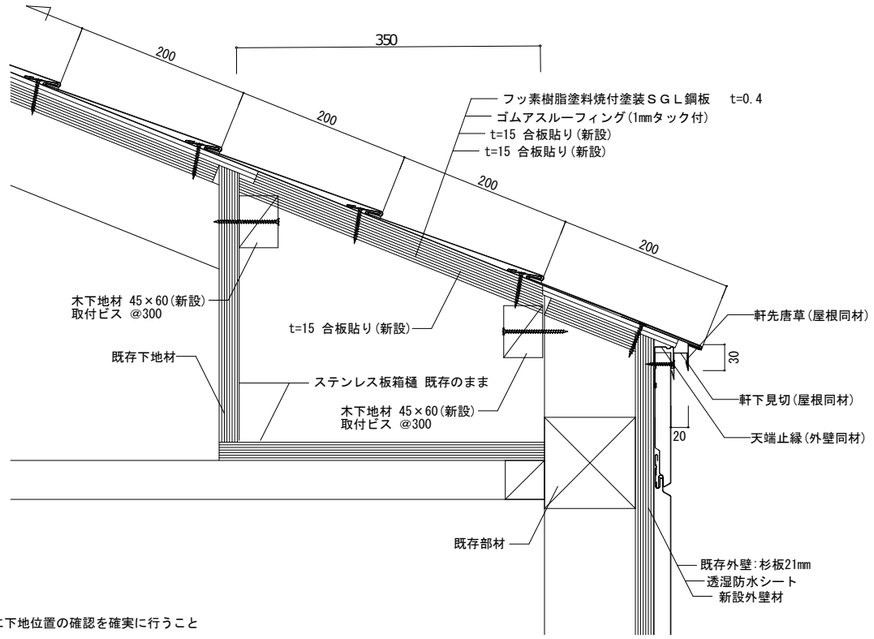

※仕上施工前に下地位置の確認を確実に行うこと

外壁断面図

S=1/5

外壁材：
ニチハ　センターサイディング
Ｍ型スマートフラット プレミアム
フッ素鋼板(レイキーホワイト)

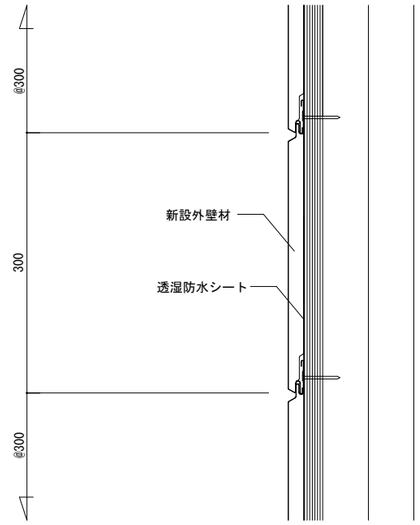

出隅部詳細図

S=1/5

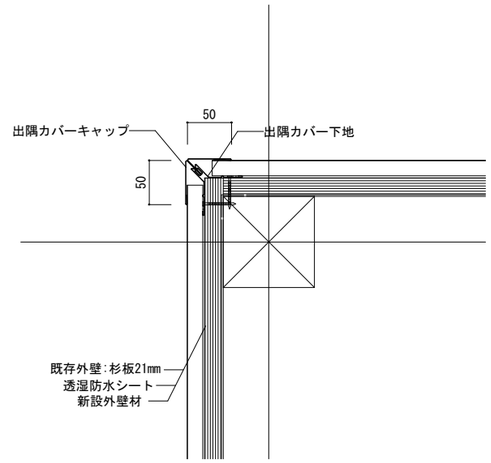

入隅部詳細図

S=1/5

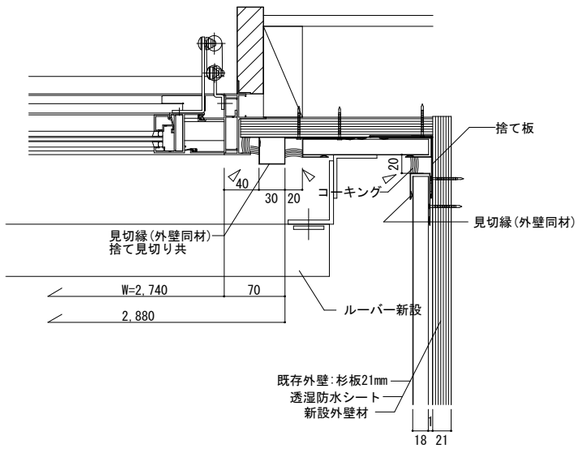

既存下段外壁取合部詳細図

S=1/5

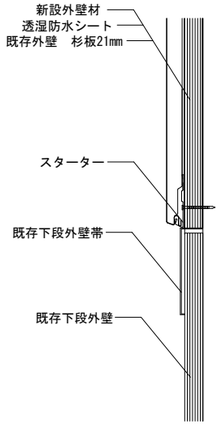

アルミ建具廻り詳細図

S=1/5

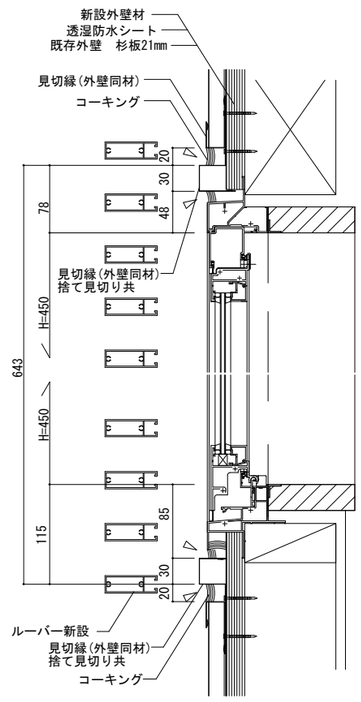

断面図

※ 必ず現場調査(実測)をおこなうこと

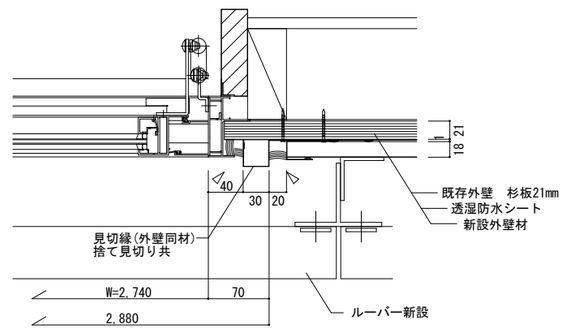

平面図

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 部分詳細図(屋外)-2
縮尺 A2: 1/5 A3:
図面番号 A-21

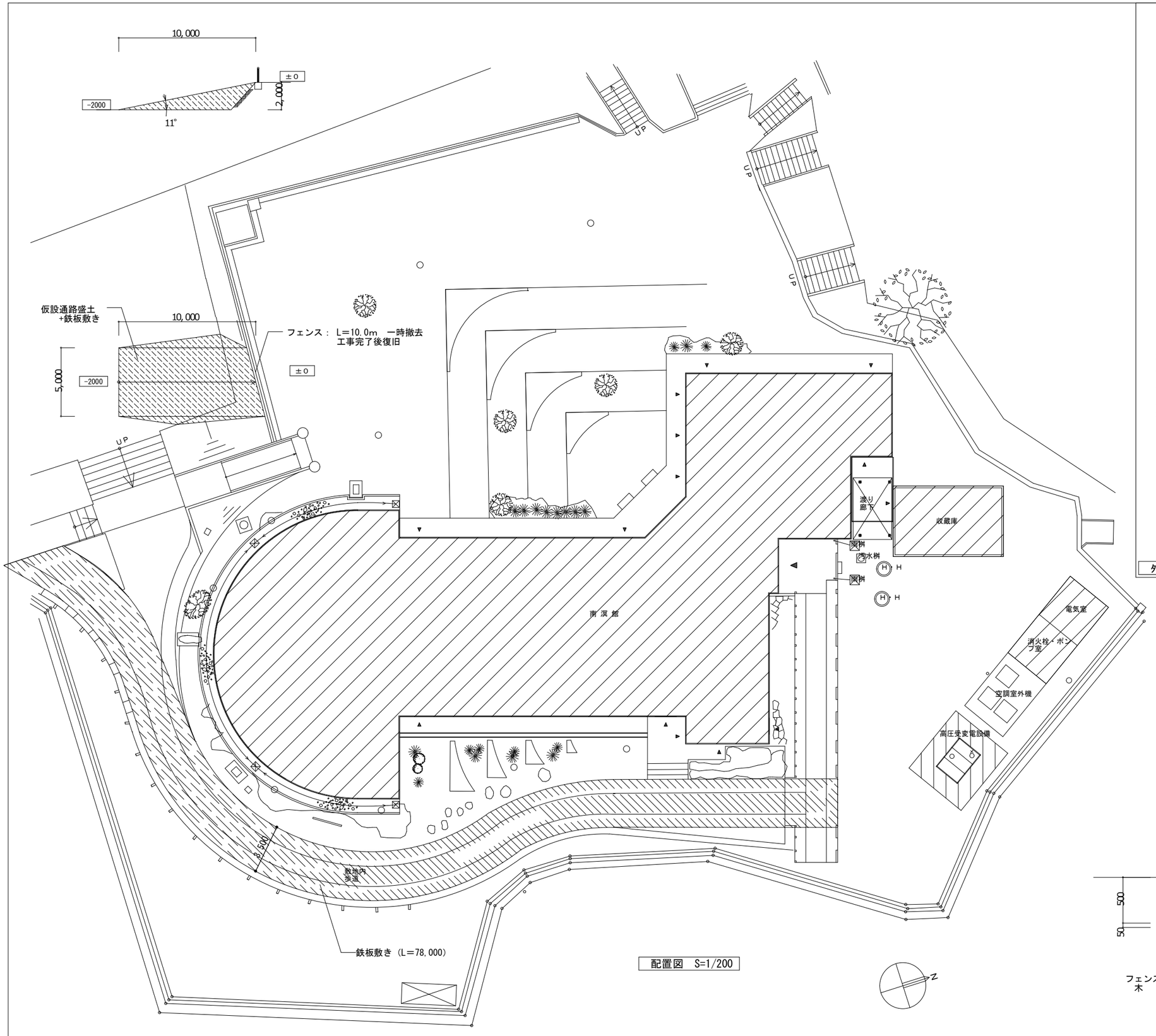

配置図　S=1/200

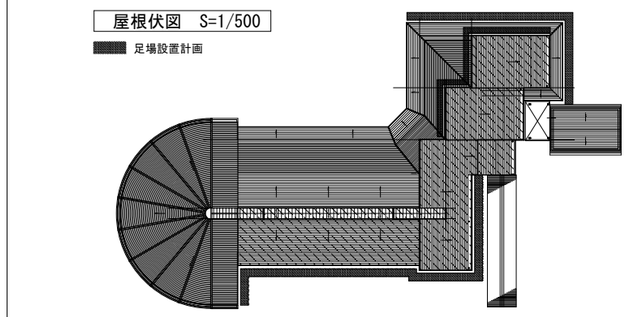

屋根伏図　S=1/500

足場設置計画

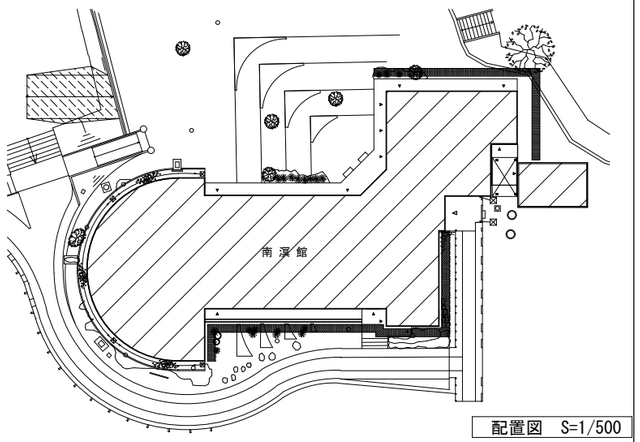

配置図　S=1/500

外部足場位置図　S=1/500

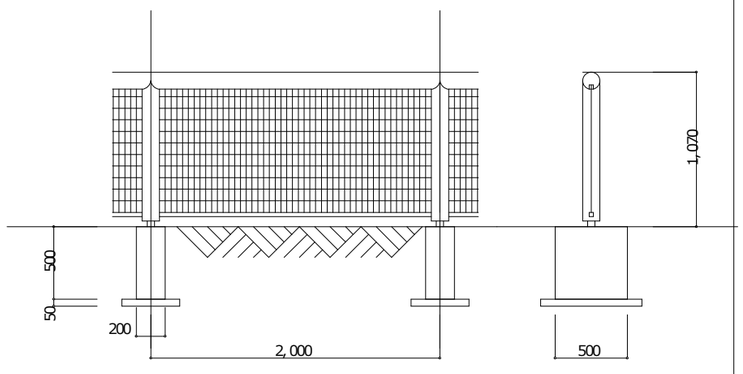

フェンス仕様： メッシュフェンス 亜鉛メッキ処理の上樹脂コート仕上
木　　材 ： ＣＣＡ処理(1種)　キシラデコール

既存フェンス図　S=1/30

記事	月・日	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
	・	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。
	・	※ 仮囲いの位置は監督員の指示による。
	・	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
１級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

工事名称 南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称 仮設配置図

縮尺 A2: 1/500, 1/200, 1/30
A3:

図面番号 A-22

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　鹿児島県枕崎市山手町１７５番地

2．建物概要

建物概要	構造	木造	階		延べ面積	
	建物用途					

Ⅱ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版），国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）（以下標準仕様書という）による。

2．機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。

3．耐震施工は、「建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）」による。

4．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は特記事項に○印をつけたものを適用する。

5．施工計画書は、着工に先だち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。

6．本工事の施工に必要な官公庁等への手続きに要する費用は、契約金額の範囲内とする。

7．本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに積算された電気使用料は契約金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。

8．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡して、立会検査もしくは指示に従うこと。〔標p14 1-5-5〕

9．設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては原則として契約金額の範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。

10．発生材の処置については、関係法令に基づき、適正に処理すること。〔標p11 1-3-9〕

11．各工種の施工に当たっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。

12．前金払について。（●を適用）
　○契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
　○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
　（契約会計年度出来高予定額の率は、契約金額の　　　％程度、次年度　　　％程度である。）
　○建設工事請負契約書第４１条第３項を適用し、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金も含めて契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

13．中間前金払い又は部分払いについて。（●を適用）
本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
　1）中間前金払い
　　○中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。
　　○中間前払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　　　％）
　　中間前払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。
　2）部分払い
　　本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされないものについては３回を越えて部分払いをすることはできない。

14．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（登録内容確認書）の写しを監督職員に提出すること。
ただし，期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。〔標p5 1.1.4〕
（受注時、変更時、完成時）

15．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
　1）受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
　2）受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
　3）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

16．県産資材等の優先使用について
　1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
　2）受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下の記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
　《指定主要資材（７品目）》
　生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝
　3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
　4）受注者は，工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。

17．ダンプトラック等による過積載等の防止について
　1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　2）過積載を行っている資材納入業社から、資材を購入しないこと。
　3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業社等の利益を不当に害することがないようにすること。
　4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
　5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
　6）下請け契約の相手方又は資材納入業社を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　7）1）～6）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅲ　特記事項

区分	項目	特記事項
共通事項	1.使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。
	2.特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
	3.建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事仕様書による。
	4.別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
	5.施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに支庁、地域振興局建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
	6.工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを受注者にて保管する。 なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること） 写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 （1）デジタルカメラの有効画素数１００万画素数以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないもとする。 （2）「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 （3）現行のカラー写真とする場合は，監督員の承諾を受けること。 （4）受注者は、完成検査若しくは工事目的物引渡しが完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。

分類			内容
施工写真	スラブ		各階工程配管（スケール付）
	壁柱		各階工程配管（〃）
	天井いんぺい		各階工程配管（〃）
	地中埋設	配管	各工程配管（〃）
		ケーブルシート	各工程（〃）
		接地極	各極（〃）
	マンホール	基礎	原則として１基ごと（〃）
		内部	原則として１基ごと（〃）
		外部	原則として１基ごと（〃） 配管挿入面の防水処理状況
	入線		工事種別ごと
	資材		機器材料ごと
完成写真			全工事および全景
その他監督員の指示した箇所			

区分	項目	特記事項
共通事項	7．製作図その他	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 （1）各種照明器具 （2）受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤 （3）ブロックマンホール、電柱 （4）フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト （5）変圧器、進相コンデンサ、リアクトル、アレスター （6）しゃ断器、高圧開閉器 （7）電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 （8）構内交換装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内情報通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置 （9）その他監督員の指示するもの
	8．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
	9．立会検査を要する施工工程〔標p14 1.5.5〕ほか	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・コンクリート打込前 いんぺい配管・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了前 地下埋設配管・・・・・・・・・・・・・・配管完了埋戻し前 入線配線・・・・・・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時 機器材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場搬入後 機器取付・・・・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時 上記に示す各工程に達するときには、一般事項８などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。
	10．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の２０日までに監督員に提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと）
	11．完成図〔標p15 1.7.2〕	発注図を施工現場と一致するよう訂正した後，下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。 （●Ａ－４版１部，●Ａ－３縮小版２部，○Ａ－１サイズ　部）
	12．試験成績書〔標p13 1.5.4〕	下記事項の試験成績書１部を、出来形確認時に監督員に提出する。 （1）絶縁抵抗測定結果表 （電線相互間及び電線と大地間） （2）接地抵抗測定結果表 （接地箇所、接地種別ごと） （3）高圧保護継電器性能試験結果表 （4）高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（1）～（4）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者氏名及び測定器製品番号種別を記入する。 （5）テレビ共同受信電界強度測定結果表 （6）消防法関係設備合格証明書 （7）回路試験結果表 （8）その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。
	13．申請書類〔標p5 1.1.3〕	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。
	14．完成図書〔標p15 1.7.1〕	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等（保守指導案内書）を２部作成し、完成図と一緒に提出する。
	15．接地標示及びケーブル埋設標示〔標p132 2.13.14〕〔図p176 電力59〕	（1）接地標示 ア　標示方法・・・標示板 イ　標示位置・・・標示板によるときは接地極直近の屋外の見やすい位置。 ウ　標示板の寸法等は下表の数値以上とする。
		別に定める「標示基準」による。 〔標p124 2.12.4~5〕〔図p192 電力69〕（2）ケーブル埋設標示 ア　標示方法 原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。 イ　標示位置 ケーブルシートは、全ての地中配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線３０ｍ毎に１個設ける。また，矢印には黒色の塗料を塗り，ＧＬより若干高めに仕上げる。 ウ　標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。
		別に定める「標示基準」による。
	16．マンホール〔標p83 1.18.6〕〔図p177 電力60~64〕	（1）ブロックマンホールは、下記による。（●を適用） ア　構造・・・・鉄筋コンクリート製（設計強度21Ｎ／mm^2）とする。 イ　寸法・・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ　蓋の構造　●鉄蓋　○化粧鉄蓋 ●簡易防水　○完全防水 エ　蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はＨＡＳＳ－２０９によるものを基準とし、安全荷重の４倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様に明記ないときの破壊荷重は下記による。 ○Ｒ２Ｋ（２０ＫＮ）　●Ｒ８Ｋ（８０ＫＮ） オ　蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 （ア）種別表示・・・中央部に「電」とする。 （イ）所有者表示・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ　防水及び水抜 （ア）ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 （イ）マンホール内のパイプ挿入箇所は完全な防水処置をする。 （ウ）水抜は監督員の指示による。 キ　ケーブル支持材・・・・・監督員の指示による。 ク　その他・・・　原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。

接地標示板：

	標示板 材質	寸法（mm）
Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ種	黄銅板	90×140×1.0t以上

ケーブル埋設標示：

	材質	寸法（mm）
標示板	黄銅板	90×140×1.0t以上
標柱	コンクリート	80 x 80 x 300

区分	項目	特記事項
共通事項	17．プレート	配線器具等のプレートは下記による。（●を適用） ○樹脂　○新金属　○ＷＰ　●ステンレス
	18．配管の塗装〔標p18 2.7.1〕	塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類の除去すること。 （鉄面はワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。） 塗装は、素地ごしらえの後に行い、合成樹脂調合ペイント２回の塗装を行うこと。 なお，さび止めペイントは，素地ごしらえ後「一般形変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー」とする。
	19．ケーブル配線〔標p119 2.10.4.6〕〔図p139 電力26〕	ケーブルのころがし配線は，ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。
	20．産業廃棄物の処理	ア　産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理票制度（マニフェストシステム）により適正に処理し，関係書類を５年間保管すること。 イ　本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので，適正に処理すること。また，産業廃棄物運搬車両については，表示及び書面備え付けの義務付けがされているので，適正に処理すること。 ウ　蛍光灯・水銀灯ランプについて処理方法を特記している場合は，水銀回収できる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 エ　変圧器等の絶縁油については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 オ　検査時には、マニフェストシステム関係書類の控えを提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ　ＰＣＢ使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は、特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた通産省通達「ＰＣＢ使用電気機器等の保管について」に基づき、金属製、プラスチック製等、耐腐食性の容器に収容し、基準に定める表示を行い、種別，数量保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ　微量ＰＣＢについては特記する。
	21．建設発生土の処理	○場内処理は敷均し　○場外搬出は下記による（●を適用） 受け入れ場所（　　　　　　　） 受け入れ場所での処置（　○敷均し　○たい積　） 搬出距離（　　　）ｋｍ 処分費　○有償　○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり，実施にあたっては監督職員と協議の上，決定する。
電力設備工事	1．電線の色別〔標p46 1.7.4〕	（1）幹線及び分岐回路（下表）

電気方式	遠近の別	赤	白	黒	青	白
三相3線	左から上から近い方から	第１相	接地側第２相	非接地第２相	第３相	－
三相4線	〃	第１相	－	第２相	第３相	中性相
単相2線	〃	第１相	接地側第２相	非接地第２相	－	－
単相3線	〃	第１相	中性相	第２相	－	－
直流2線	右から上から近い方から	正極	－	－	負極	－

注記
1．左右、遠近の別は、正面から見た状態とする。
2．分岐回路の色別は、分岐前と同一とする。
（単相２線式の第１相が、黒色となる場合がある）
3．発電機回路の非接地第２相は、接続される商用回路の第２相の色別とする。
4．単相２線式と直流２線式の切替回路２次側は、直流２線式の配置と色別による。

（2）電灯、コンセント回路（電圧側が赤の場合）

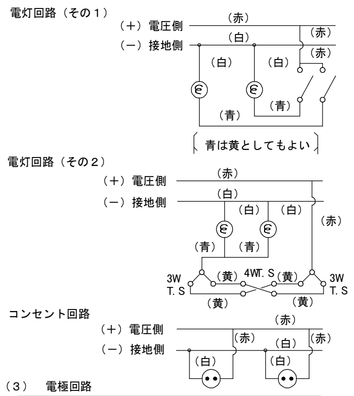

（3）電極回路

電極方式	長		～		短
2極式	黒	白	－	－	－
3極式	黒	白	赤	－	－
4極式	黒	白	赤	緑	－
5極式	黒	白	赤	緑	黄

（緑は青としてもよい）

2．絶縁抵抗値〔標p139 2.18.2〕

回路の絶縁抵抗値は下記以上の値であること。
（1）低圧の屋内、屋側電路、架空及び地中電線路
開閉器で区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。また、既設回路に新設配線を接続する場合は、必ず接続前に既設回路部分の絶縁抵抗測定を行い５ＭΩ以下の場合は、監督員へ報告すること。
ただし、新設部分については、おおむね１００ＭΩ以上とする。
（2）高圧の電路
線間、対地間及び高圧と低圧間は２００ＭΩ以上とする。ただし、新設部分については、おおむね２，０００ＭΩ以上とする。
（3）絶縁抵抗計の測定電圧

電路の使用電圧	一般	機器の損傷が予想される場合
１００Ｖ級	５００Ｖ	１２５Ｖ
２００Ｖ級	５００Ｖ	２５０Ｖ
４００Ｖ級	５００Ｖ	５００Ｖ
６，６００Ｖ級	１，０００Ｖ	――

区分	項目	特記事項
電力設備工事	③照明器具の取付〔標p132 2.14.1~3〕〔監p414 2.14.1~3〕〔図p133 電力21~23〕	（1）原則として、照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９mm以上の吊りボルト等で取付ける。 （2）野縁受けにより支持する場合は、監督員の承諾を得ること。 （3）吊ボルトは垂直に器具を吊るものとし、インサート位置の芯出し誤差は５ｃｍ以内とする。５ｃｍを超える誤差を生じたときはインサート調整金具等により吊ボルト位置の調整をする。 （4）監督員の指示のあるときは、取付詳細図を提出し、承諾を得ること。
	4．電極棒の長さ	機械設備工事と協議すること。また，別に定める「電極棒の長さの設定基準」による。
	5．配線器具	図面に特記ないかぎり大角連用埋込型とする。
	6．位置ボックスおよびジョイントボックスなど〔標p103 2.2.7〕	図面に明記ないかぎり位置ボックスなどは下記による。 （1）カバープレートは、原則として壁に角プレート、天井に丸プレートとする。 （2）プルボックス、ジョイントボックスは、そのプレート表面に用途を示す文字を別に定める「標示基準」により標示する。 （3）天井又は壁埋込みの場合、ボックスを埋込みすぎないようにし、塗りしろカバーと仕上がり面とが約１０mm程度以上埋込みすぎた場合は継ぎわくを使用する。ただし、ボード張りでボード裏面と塗りしろカバーの間が５mm程度に施工した場合は、この限りでない。 （4）ネジ類は、ボックス長さに応じた適正な長さとし、ステンレスあるいは黄銅製とする。
	7．機器の取付高さ〔監p414 2.14.3〕	（1）各機器の取付高さは、原則として下記による。（下表） （2）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

品名		中心高さ（mm）
分電盤、操作盤等		床上 1,500または、盤上端 1,900以下
スイッチ		床上 1,300
シルバー住宅用スイッチ		床上 1,100
手元開閉器、マグネット押釦		〃 1,500
引込開閉器		地上 1,800~2,200
屋外側壁灯		〃 2,500~3,500
自動点滅器		〃 3,000~4,000
コンセント	一般室（事務室等）	床上 300
	工場作業室、洗濯室等	〃 800~1,300
	壁付台、作業台上	台上 150~ 300
	和室及び住宅内	床上 200

区分	項目	特記事項
電力設備工事	8．分電盤制御盤〔標p44 1.7~12〕	（1）分電盤、制御盤は標準仕様書による。 制御盤は、原則として露出型とする。 （2）主幹用配線用しゃ断器（漏電しゃ断器の場合も含む）のしゃ断電流は、特記のない場合５，０００Ａ以上とする。 なお、漏電しゃ断器は、ＪＩＳマーク表示品とし単相３線式電路に設ける場合は、中性線欠相保護機能付とする。 （3）自立型の場合の底板（●を適用） ●要　○不要 （4）屋外盤の扉はパチン錠付とする。
	9．ヒューズ等の予備数〔標p55 1.7.7〕	制御盤、配電盤などの表示灯用ランプ、ヒューズ類の予備品は、キャビネットごとに現用数の２０％とし、種別および定格ごとに１組以上とする。
	10．電柱および装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（ｐ８２　１．１８）による。
	⑪照明器具等〔標p35 1.4〕〔図p47 電力1~20〕	照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）による他、図面特記、凡例および製作図による。 なお、撤去再取付機器については、撤去前に動作確認を行うこと。
	12．ボックスの絶縁塗装	金属製の各種位置ボックス等の内面には絶縁塗装を施す。 なお絶縁塗装は必ず入線前に行うこと。 ただし、焼付塗装済みのボックスはこの限りでない。 図面に特記あるときを除き、本特記仕様書その他の１項による。
	13．避雷針 避雷導線 避雷接地極〔標p81 1.16〕〔図p167 電力50~51〕	（1）避雷突針　クロムメッキ（●を適用） ●国土交通省型　ＬＲ１，○国土交通省型　ＬＲ２ （2）避雷導線（●を適用） 銅より線　○３０mm^2　●３８mm^2　○４０mm^2 （3）導線保護管（●を適用） ○黄銅管、●硬質ビニル管 （4）接地用端子箱（●を適用） ○黄銅製箱　●ステンレス箱　○合成樹脂箱 （5）接地極（接地抵抗値はおおむね５Ω以下とする） ア　主　極・・・銅板　１．５×９００×９００以上のもの１枚 イ　補助極・・・銅棒（１４φ×１，５００）
	14．接地工事および接地極〔図p172 電力55~58〕	図面に特記あるときを除き下記による。 （1）接地極に用いる銅棒は（１４φ×１，５００） （2）接地抵抗値については、おおむねＡ、Ｃ種５Ω、Ｄ種５０Ωを目標とする。 既設接地端子及び接地線を利用するときは、事前に接地抵抗値を測定し法定値以内であることを確認すること。 （3）標準仕様書の（２・１３・５）による接地工事の省略等を適用する場合は、必ず監督員の承諾を得ること。
	15．金属管配線〔標p102 2.2.5〕〔監p342 2.2.5〕	（1）アースボンド線の太さは標準仕様書（表２．２．１）による。 （2）アースボンドは、ラジアスクランプによる。
受変電設備工事	1．相の色別	図面仕様に明記ないときは，標準仕様書（ｐ１４８　１，１，４）による。
	2．高圧母線のサイズ	図面に明記ないときは下記による。（●を適用） ＯＥ　○８mm^2　○１４mm^2　○２２mm^2　●３８mm^2
	3．受配電盤〔標p145 1.1〕	（1）標準仕様書によるほか、屋外形にあっては横雨が侵入し難い構造とし、ドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。なお両開きドアの場合は左右それぞれ設ける。 （2）内部照明付とする。
	4．接地工事および接地極	本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．母線相互の間隔など〔標p146 1.1.2〕	（1）母線相互の間隔及び母線とこれを支持する造営材との離隔距離の最小値は、標準仕様書（表１．１．２）による。 （2）閉鎖配電盤及び半閉鎖配電盤の高圧配線絶縁距離は標準仕様書（表１．１．２）による。
	6．ヒューズ等の予備数	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、電力ヒューズについては種別および定格ごとに１組以上とする。
	7．絶縁抵抗値	本特記仕様書電力設備工事の２項による。
	8．その他	図面仕様によるほか、高圧受電設備規程及び配電規程等による。 電気室内の配線用遮断器等の回路名称については、棟名及び盤名を記入すること。

区分	項目	特記事項
発電設備工事	1．発電装置〔標p249 第5編第1章〕	図面仕様によるほか下記による。（●を適用） （1）発電機 通風方式　●自己通風式　○強制風冷式 （2）ディーゼル機関、タービン機関 共通台床式で防振装置付とする。 始動方式　●電気式　○圧縮空気式 （3）充電装置 充電器は自動定電圧装置および過充電防止装置付とする。
	2．電線の色別	本特記仕様書電力設備工事の１項による。
	3．防災用発電機〔標p249 1.1.1〕〔監p607 1.1.1(1)~(3)〕	消防法等による非常電源としての発電設備は、消防法及び建築基準法に適合したものとする。
通信情報設備工事	1．電線の色別〔標p405 2.1.3〕	（1）電線の色別は下表による。（下表） （2）通信線の色別順は、青・黄・緑・赤・紫の順とする。

配線種別	マイナスまたは共通	電圧側
電気時計	赤または黒	青
拡声	白	黒、黄または赤
火災報知	白	赤（表示線）
		黒（電話線）
		青（ベル線）
		黄（確認ランプ）
接地線	緑または緑／黄	

区分	項目	特記事項
通信情報設備工事	2．端子盤	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（ｐ３３４　１．４）による。
	3．電柱及び装柱材料	図面仕様に明記ないときは，標準仕様書（ｐ３９３　１．２０）による。
	4．接地工事および接地極	接地極は、本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．ヒューズ等の予備品	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他，図面仕様に明記ないときは，標準仕様書（ｐ３４０　１．４．６ほか）による。
	6．機器の取付高さ	（1）各種機器の高さは、原則として下表による。（下表） （2）上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

品名		中心高さ（mm）
電話用位置ボックス		床上 300または、タタミ上 200
親時計		床上 1,800
小時計		床上 2,300
スピーカー		床上 2,300
音量調整器		床上 1,300
表示器・電鈴		床上 2,300
同上操作スイッチ等		床上 1,300
インターホン		親機 床上 1,400 子機 床上 1,000
テレビアンテナ端子		床上 300または、タタミ上 200
端子盤		床上 750または、タタミ上 1,500
火災報知設備	P形発信機	床上 800~1,500
	標識灯（単独）	床上 2,100
	電鈴（単独）	床上 2,300
	分布型感知器（単独）	床上 1,800
	総合盤	床上 800~1,500
	受信機操作部	床上 800~1,500
	副受信機	床上 800~1,500

区分	項目	特記事項
通信情報設備工事	7．位置ボックスおよびジョイントボックス	本特記仕様書電力設備工事の６項による。
	8．絶縁抵抗値	（1）測定は、測定場所に適合した電圧の絶縁抵抗計を使用すること。 （2）１回路又は１系統当たり線間、対地間共５ＭΩ以上とする。但し，新設部分においては、おおむね５０ＭΩ以上とする。 （3）機器取付後の測定可能な絶縁抵抗値は１ＭΩ以上とする。
その他	1．塗装〔標p10 1.3.8〕	盤、プルボックス、配管等の塗装の仕上色については、美観を考慮の上決定し建物壁面と同色系とすること。ただし、建築美観その他の理由で不適と認められるときは、監督員の指示による。 標準色：　・屋内　２．５Ｙ９／１　・屋外　５Ｙ７／１ なお、盤・プルボックスについては，十分なさび止め処理を施し、アクリル焼き付け又は、粉体塗装を行うこと。 塗料、その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
	2．化学物質を放散する建築材料等〔標p18 2.7.1〕	塗料・接着剤等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。
	3．解体等の作業における石綿対策	大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、石綿含有建材に係る調査及び施工を行うこと。 調査が必要な場合は、下記によるものとする。 （1）調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。 （例）機器・点検口の設置に伴う天井改修部分 配管・配線を固定・貫通する内壁・外壁の部分 その他施工に伴い撤去・改修を行う部分 （2）調査は、目視・既存図面・発注者から提供される資料等により行うこと。 （3）調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに現場に備え付けること。 （4）調査の結果、施工部位に含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議することとする。 （5）協議の結果必要と認められれば、契約書に基づき検体分析及び石綿飛散防止対策に関する設計変更を行う場合がある。
	4．機器及び材料〔標p11 1.4.1〕	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努める。
	5．改訂日	Ｒ０６０５０２
		※この特記仕様書における参考ページの略号は以下の通りとする。 標＝標準仕様書，監＝管理指針，図＝標準図

設計年月日	令和　６年　　月	図面番号
工事名称		
検印		

記事	月・日	
		※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
		※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。

株式会社 田代設計工房　1級建築士 大臣登録　145118号　田代 昌弘
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号　TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月　承認

業務名称　南溟館外壁・屋根改修工事

図面名称　電気設備　特記仕様書

縮尺 A2: A3: No Scale

図面番号 E-01

ＬＥＤ照明器具姿図

共通事項：下記のＬＥＤ照明器具に取替を行う。

A　ＬＥＤ埋込型下面開放４０形

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
A65	LRS3-4-65	6680	43.1	埋込穴220Wタイプ

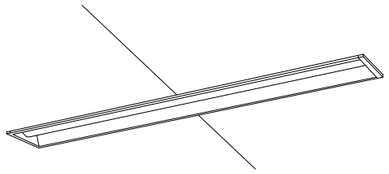

B　ＬＥＤ直付４０形　富士タイプ

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
B65	LSS10-4-65	6900	43.1	
B30	LSS10-4-30	3200	20.6	

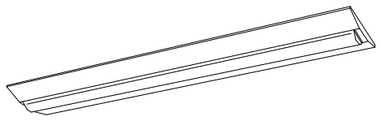

C　ＬＥＤ直付型２０形　富士タイプ゜

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
C15	LSS10-2-15	1600	11.6	

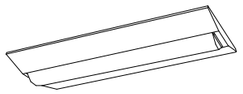

D　ＬＥＤ直付スリム型４０形

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
D30	LSS1-4-30	3200	20.6	

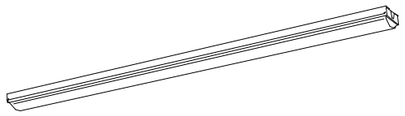

E　軒下用ＬＥＤダウンライト

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
E1	LRS1RP-13	1585	11.6	埋込穴：φ150

軒下用（防雨型）

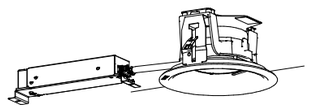

枠：鋼板（ホワイトつや消し仕上）
パネル：アクリル（透明）、反射板：プラスチック（ホワイト）
パナソニック　ダウンライトXNW1563WNLE9相当品

F　ＬＥＤブラケット

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
F5	60W型相当	470	4.6	100V

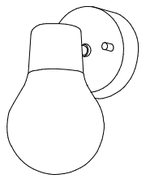

（ブラック）、セード：プラスチック（乳白つや消し）
パナソニック　LGB81469BCE1　相当品

Z　ＬＥＤランプ

記号	型番（公共施設）他	光速lm	消費電力W	寸法仕様類
Z8	ＬＥＤランプ	810	7.3	E26: 100V

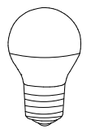

（ランプ交換）Ｅ２６：ＬＥＤ一般電球形

記号	月・日	事
		※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
		※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
1級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

業務名称　南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称　照明器具姿図
縮尺 A2: A3: No Scale
図面番号 E-02

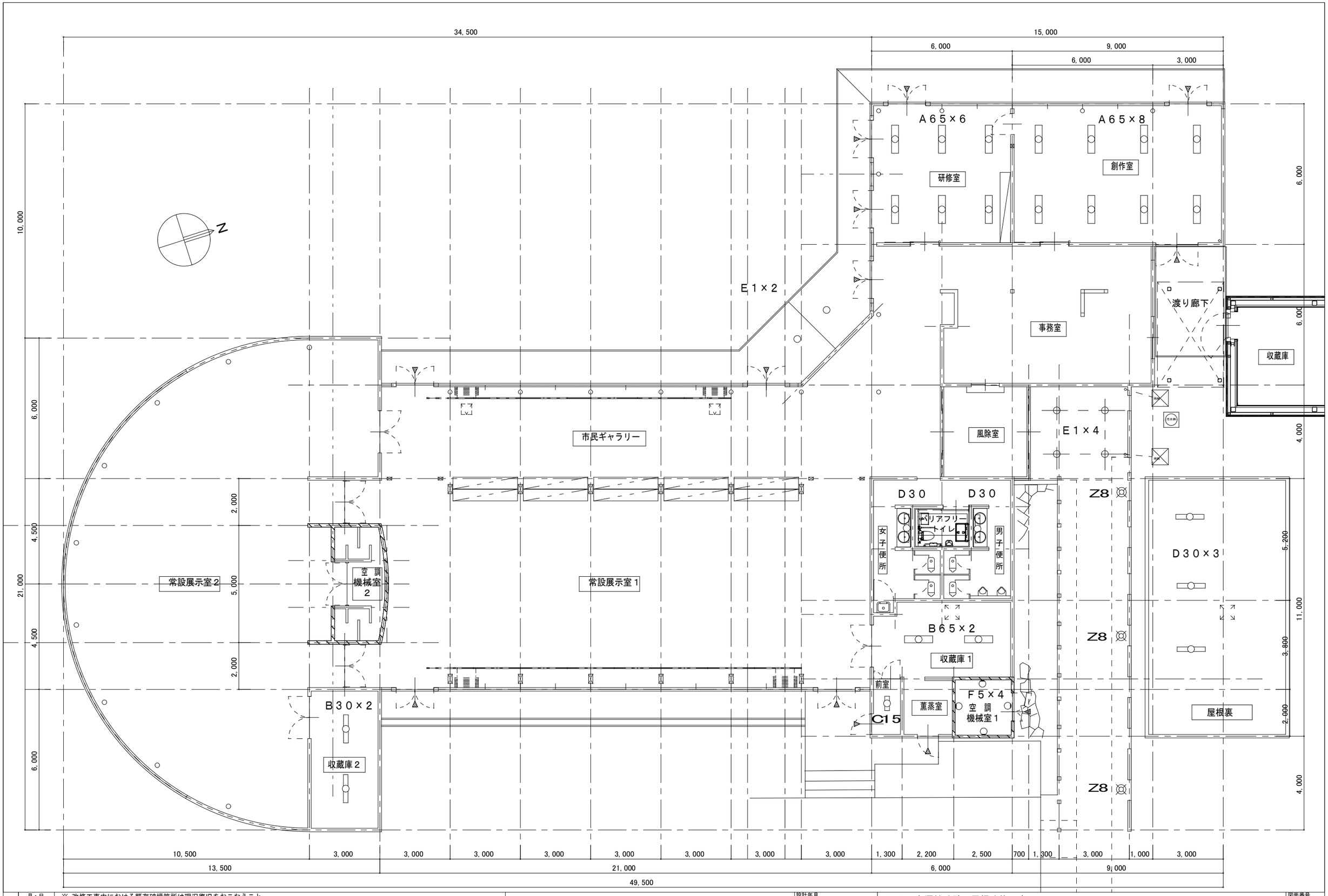

月・日	改	
	※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。	
	※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。	

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
1級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

業務名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 改修後＿平面図 照明設備
縮尺 A2: 1/100 A3:
図面番号 E-03

既設　照明器具リスト		下記の照明器具は撤去する	
記号	規格仕様	ランプ	器具寸法
Ｂ１	天井埋込型ホワイトルーバ式	FHF32W-2	外枠 W:250×L:1250
Ａ１	直付逆富士型	FHF32W-2	
Ａ２	直付逆富士型	FHF32W-1	
Ａ３	直付逆富士型	FL 20W-1	
Ｄ１	直付型	FHF32W-1	
Ｇ	壁直付コップ型	ＩＬ　40W	
Ｆ１	屋外軒下天井埋込ダウンライト	FML 18W	外枠 W:210×210 四角形
Ｚ	屋外自立庭園型ポール灯	EFD 21W	ランプ交換のみ
Ｆ１	既設天井材補修		建築工事

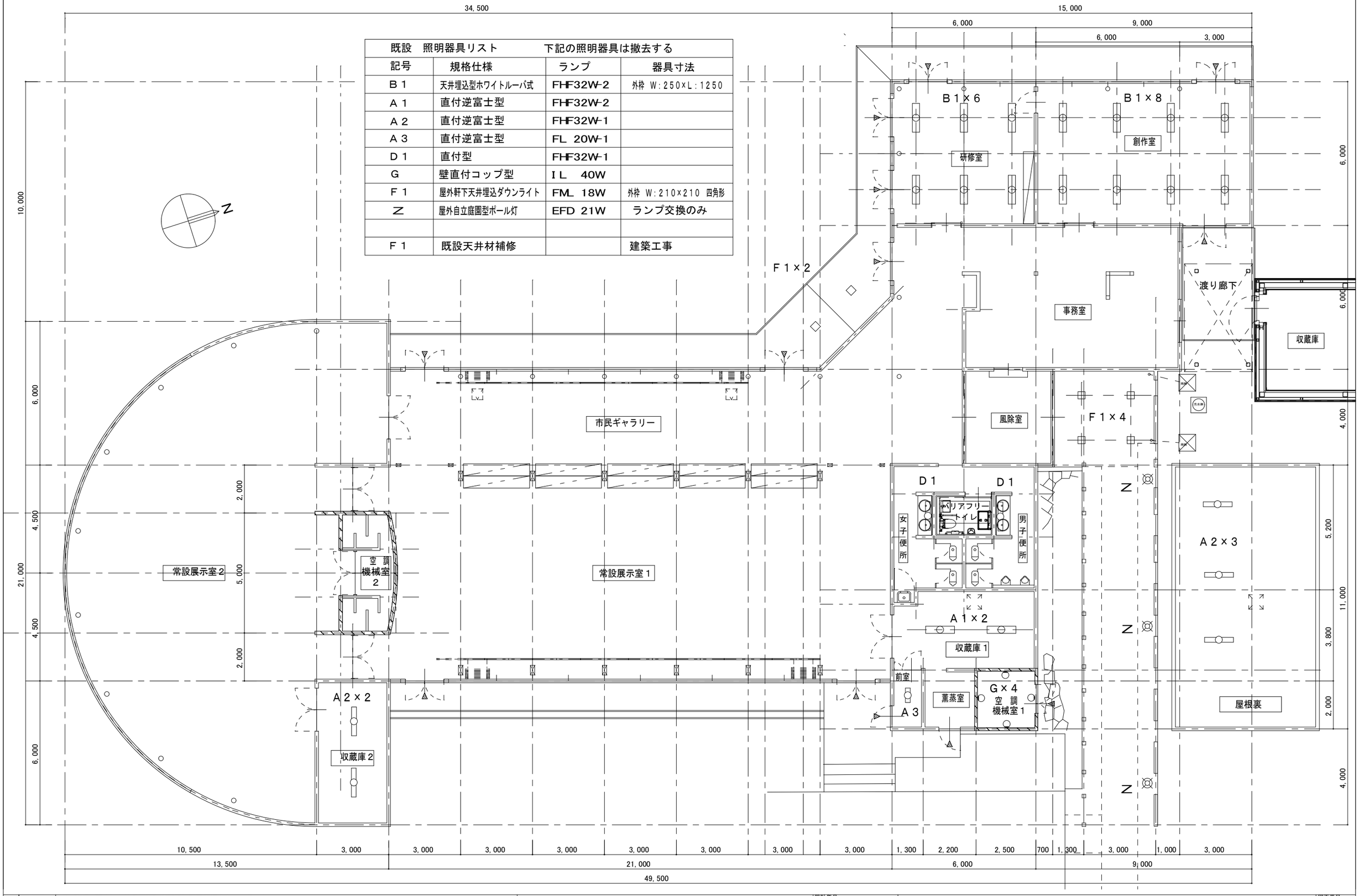

改訂	月・日	
事		※ 改修工事中における既存破損箇所は現況復旧をおこなうこと。
		※ 改修工事中は室内への雨漏りがないよう、養生を確実におこなうこと。

株式会社 田代設計工房
〒890-0063
鹿児島市上本町３番９号
1級建築士 大臣登録 145118号 田代 昌弘
TEL 099-248-7338 FAX 099-248-7152

設計年月
承認

業務名称 南溟館外壁・屋根改修工事
図面名称 既存＿平面図 照明設備
縮尺 A2: 1/100 A3:
図面番号 E-04